

管理企画指導室の取組

総 括

(1) 下水道の持続的な経営について

- 1) 下水道経営の現状・課題
- 2) 経営健全化サイクルの構築に向けた取組の推進
- 3) その他（経営改善に関連して）

(2) 下水道の適切な維持管理について

- 1) 維持管理事故への対応
- 2) 管内作業の安全性確保等について
- 3) 労務単価の適正な設定について
- 4) 除外施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の延長

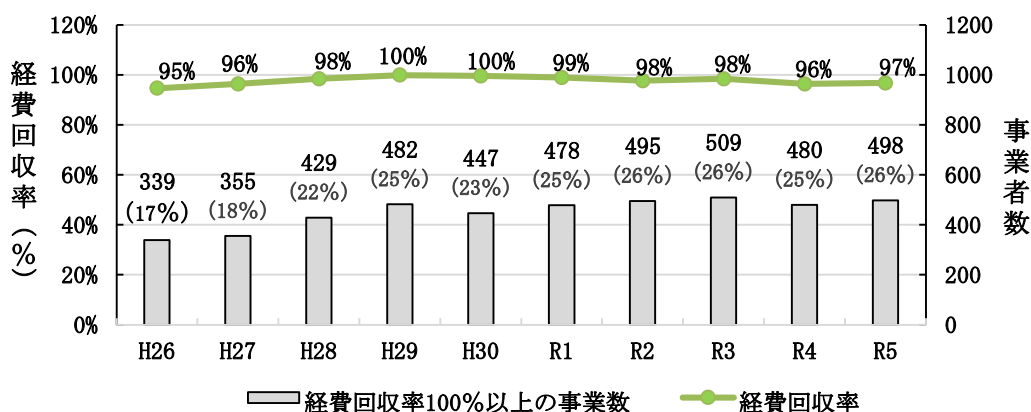
(3) 「水の官民連携」（ウォーターPPP）を含む PPP/PFI（官民連携）推進について

(1) 下水道の持続的な経営について

1) 下水道経営の現状・課題

- 近年、下水道経営の状況は全体的に改善傾向にあるが、3/4の事業では、使用料で回収すべき汚水処理に要する費用単価（汚水処理原価）が使用料単価を上回る「原価割れ」の状態。
- 費用構造に比べ基本使用料割合が低く、人口減少の進行等により、下水道サービスの維持が困難となるおそれがある。
- 今後、人口減少等に伴う収入の減少や老朽化施設の増大等により、厳しい経営環境になることが想定される中、将来に渡って下水道サービスを維持するためには、経営に関する的確な現状把握や中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定・改定、定期検証に基づく収支構造の適正化を推進する必要がある。

■経費回収率の推移



出典：地方公営企業年鑑（総務省）をもとに作成

※公共下水道事業（特環、特公を含む）を対象としている。

※平成26年度以降の経費回収率は、補助金等を財源とした償却資産に係る減価償却費等を控除している。

※グラフ中、経費回収率100%以上の事業数の（ ）内の数字は、全事業数における割合を示している。

■下水道事業における公営企業会計適用の取組状況（R7.4.1時点）

	人口3万人以上				人口3万人未満			
	下水道事業				下水道事業			
	R6.4.1時点		R7.4.1時点		R6.4.1時点		R7.4.1時点	
	事業数	%	事業数	%	事業数	%	事業数	%
①適用済	1,866	(99.0%)	1,872	(99.0%)	1,582	(98.3%)	1,599	(99.1%)
②適用に取組中	9	(0.5%)	4	(0.2%)	17	(1.1%)	1	(0.1%)
小計	1,875	(99.5%)	1,876	(99.3%)	1,599	(99.4%)	1,600	(99.2%)
③検討中	6	(0.3%)	3	(0.2%)	4	(0.2%)	2	(0.1%)
④検討未着手	4	(0.2%)	11	(0.6%)	6	(0.4%)	11	(0.7%)
合計	1,885	(100.0%)	1,890	(100.0%)	1,609	(100.0%)	1,613	(100.0%)

(出典) 「公営企業会計適用の取組状況（令和7年4月1日時点）」（総務省）をもとに作成

(注1) 下水道事業は、公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。）、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

(注2) 本調査は、都道府県及び市区町村（一部事務組合を含む。）を対象。

(注3) 「統合・廃止確定等」は、地方債の償還のみの事業（想定企業会計）を含む。 1

2) 経営健全化サイクルの構築に向けた取組の推進

①社会資本整備総合交付金等の交付要件化

- 国土交通省では、下水道事業における経営健全化サイクルの構築を推進するため、社会資本整備総合交付金等の活用にあたって、以下について要件化している。ので留意されたい。
- ・ 公営企業会計を適用済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出すること(R2年度交付要件化)

②上下水道事業経営セミナーの開催

- 国土交通省では、上下水道経営を担当する者を対象に令和8年2月にオンラインにてセミナーを開催。
- 国等からの情報提供、優良団体の事例発表等を行った。
参加者は約1,000名(約700団体)。
- セミナーの資料や質疑応答等は国土交通省HPにて公表。
- 今年度も本セミナーを開催する予定のため、都道府県におかれては、積極的な参加並びに管内の市町村に対する積極的な参加の働き掛けや情報・発表事例の共有をお願いしたい。

③都道府県による管内市町村の経営健全化支援のお願い

- 中小規模の団体は、特に人員の確保やノウハウの蓄積等の面で執行体制が脆弱であるため、各都道府県におかれては、広域連携に関する体制の構築や先進事例の紹介、下水道経営に精通した人材の紹介、各種情報提供など、管内の各下水道事業の経営健全化の取組について、具体的かつ積極的な支援に取り組んでいただきたい。
- 例えば、経営戦略等の策定支援や経営相談対応、使用料算定期間経過時の検証業務などを都道府県にて共同発注することなども有効な取組と考えられるので検討いただきたい。

3) その他(経営改善に関連して)

①下水道使用料等の適切な徴収等

- 従前から無届工事や職員の事務処理ミス等により下水道使用料や受益者負担金等の徴収漏れや誤徴収、過大徴収等の事案が発生しており、昨年度においても徴収漏れ等が報道されているところ。
- 下水道使用料等の適切な徴収を行うことは、負担の公平性の確保や下水道経営改善の観点から極めて重要であることから、再度、その徹底をお願いする。
- 都道府県におかれては、管内市町村に対して、使用料賦課徴収漏れ等につき、同様の事案の未然防止に努めるよう注意喚起をしていただくとともに、今後下水道使用料の誤徴収等の事案が判明した際には、速やかに国へ情報提供いただくよう、改めて周知をお願いする。

②重点支援地方交付金の活用について

- 物価高騰の影響を受けた下水道事業者に対する支援については、「水道事業者等及び下水道事業者への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について」（令和8年4月1日付け事務連絡）において周知しているところ。
- 今後、同様の措置が行われた場合において、物価高騰により事業経費が増大している団体については、引き続き重点支援地方交付金の活用について検討いただきたい。
- 当該交付金について、「各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例をはじめ必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的きめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う」とされているところ、定期的なフォローアップにご協力いただきたい。

③下水道経営に関する各種研修、ツール等について

○総務省

- 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化学業
DX・GXの取組、経営戦略の改定・経営改善、上下水道の広域化及び公営企業会計の適用等を含む支援分野について、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html
- 公営企業会計適用後の会計業務に関するQ&A集及びチェックリスト
日々の会計処理、財務諸表の作成及び予算書の作成等に活用されたい。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html

○地方共同法人日本下水道事業団

- 下水道研修
下水道使用料や経営戦略、受益者負担金、企業会計(予算書、決算書作成)、消費税、滞納対策など下水道経営に関する各種内容について、研修センター(埼玉県戸田市)での対面集合宿泊型研修や各地方の会場へ講師が出向いて開催する地方研修、またオンデマンドによる研修を実施。
- 派遣研修、個別課題研修
地方公共団体等が主催する研修会への派遣研修や下水道経営に関する各種課題等に対し、その分野に精通した講師を要請団体へ派遣し、共に課題解決等を図る派遣型個別課題研修やオンラインによる個別課題研修を実施。
<https://www.jswa.go.jp/kensyu/index.html>

○公益社団法人日本下水道協会

- 下水道経営ハンドブック
下水道経営の在り方や最新の地方財政措置等の内容をまとめた下水道経営ハンドブック(令和7年度版)を8月頃に発刊予定。
- 下水道使用料改定シミュレーションソフト

使用料改定を行う自治体を支援するため令和5年10月に「使用料改定シミュレーションソフト」を公表。ソフトはエクセルで作成しており自治体独自のアレンジが可能。また、決算統計などの既存データを入力することで改定率の目安を試算できる初任者向けの「簡易版」と、詳細なデータ入力により使用料体系まで検討可能な実務者向けの「詳細版」があり、目的に応じ活用可能。

- シミュレーションソフトを活用した下水道使用料改定講習会
協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方」をもとに、使用料改定の基本的考え方の解説や、シミュレーションソフトの活用方法等を説明する講習会を2会場で開催。
 - 東京都 : 11月19日(水)
 - 大阪府 : 調整中(10月~1月頃)
- 初任者のための徴収事務講習会(下水道使用料・受益者負担金)
協会発行の「徴収事務の手引き」をもとに、徴収事務の実務経験が浅い(1~2年程度)職員を対象に、徴収事務の基本的な実務の流れやポイント等を説明する講習会を東京会場で開催。
 - 下水道使用料 : 11月20日(木)
 - 受益者負担金 : 11月21日(金)

(2) 下水道の適切な維持管理について

1) 維持管理事故への対応

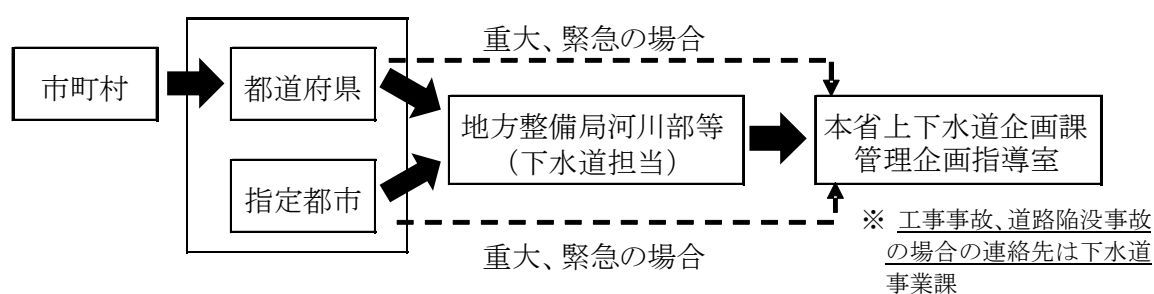
①事故発生時の情報連絡

(i) 事故報告

下水道維持管理上の事故発生時においては、都道府県・指定都市から地方整備局河川部等（下水道担当）に速やかに情報連絡されるようお願いする。

なお、重大な事故や緊急を要する場合は、都道府県・指定都市から本省上下水道企画課管理企画指導室にも併せて直接連絡されるようお願いする。

【情報連絡ルート】



【報告・問い合わせ先】（維持管理事故（水質事故等含む）担当）
国土交通省 水管理・国土保全局 上下水道企画課管理企画指導室
平野企画専門官：hirano-h2ia@mlit.go.jp
大内指導係長：oouchi-m8310@mlit.go.jp
TEL:03-5253-8428（直通）

②事故の再発防止

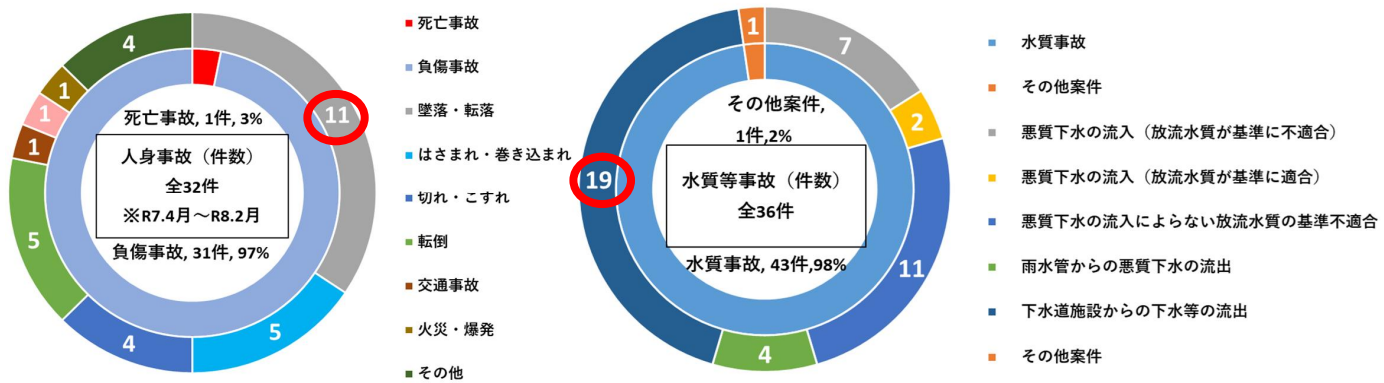
(i) 維持管理事故の発生状況

令和8年2月末時点において、人身事故が32件（うち死亡1件、負傷31件）、水質事故等が44件発生し、令和6年度の同時期に比べて人身事故は5件減、水質事故等は12件増となっている。人身事故は、「墜落・転落」、水質事故は、「下水道施設からの下水等の流出」が最も多くなっている。

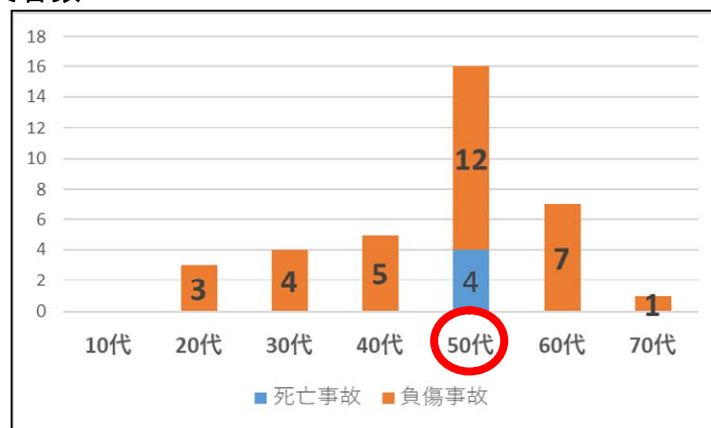
罹災者数については、令和8年2月末時点で死亡事故、負傷事故あわせて36名となっており、罹災者の年齢別でみると、特に50代が多くなっている。

基本的な安全対策についての不注意に起因する事故などが多く、基本事項の徹底等、事故防止について高い意識を持って維持管理作業に当たることが重要である。

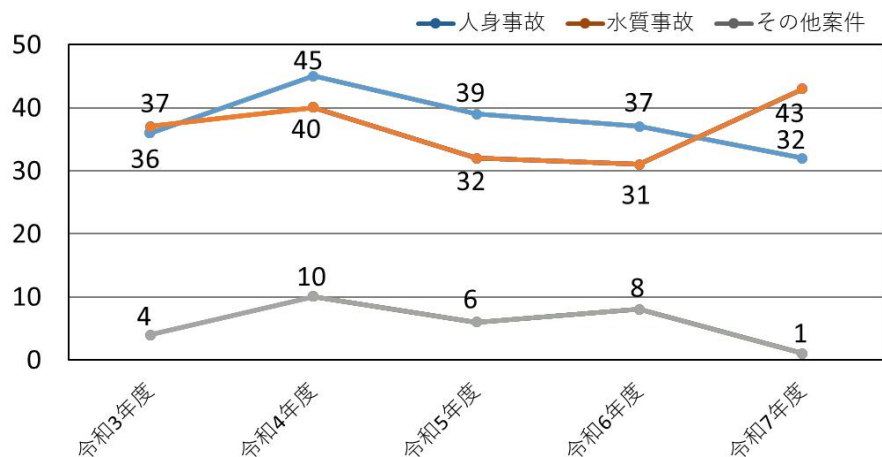
➤ 発生事故分類別事故件数



➤ 年齢別罹災者数



➤ 維持管理事故件数の推移



(ii) 事故情報データベースの公開等

下水道維持管理上の事故情報をデータベース化し、国土交通省上下水道ホームページで公開している。併せて、死亡事故などの重大事故に関して、過去に発出した通知及び手引き・要領等についても公開しているので、事故等を未然に防止する観点から、本情報の活用をお願いする。

(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html)

2) 管内作業の安全性確保等について

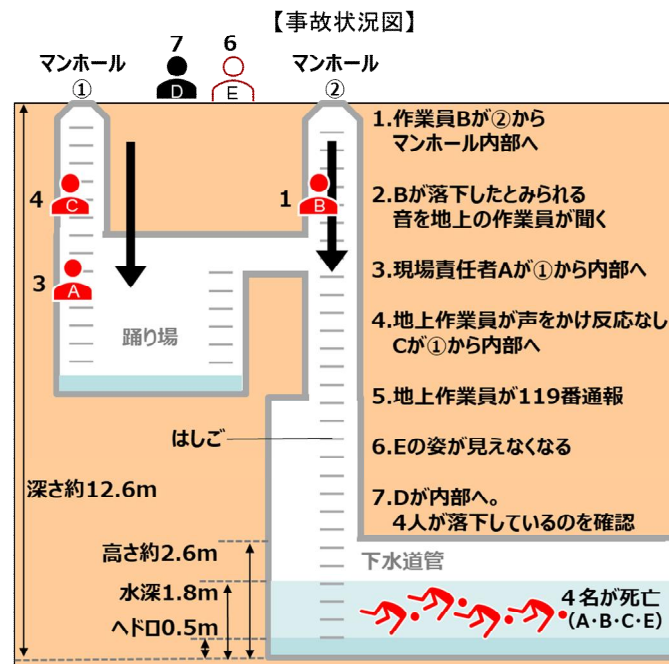
①行田市での死亡事故

令和7年8月2日に埼玉県行田市において、下水道管路の点検実施中に、作業にあっていた1名がマンホール内に転落し、救出しようとした他の作業員3名も相次いで転落する事故が発生。作業従事者全員が救助されたものの搬送先で全員の死亡が確認された。

本事案は、同年1月28日に埼玉県八潮市において発生した、硫化水素によって腐食した下水道管路の破損に起因する道路陥没を受けて、国土交通省の要請を受けて実施した、大規模下水道管路を対象とした全国特別重点調査の中で発生したもの。

詳細な事故原因は調査中であるが、亡くなられた作業従事者は入孔時に安全帯を装備していなかったことや、現場にエアラインマスクを用意していなかったなどとされている。

上下水道企画課管理企画指導室からは、事故発生を踏まえて、事務連絡（令和7年8月4日付け「下水道管路等内作業における安全確保の徹底について」）を発出し、換気や転落防止などの作業者の基本的な安全確保対策の徹底に関して委託事業者への指導・監督などが適切に講じられるよう周知するとともに、命を守るために留意すべきポイントをわかりやすく解説したリーフレットを作成し、作業に従事する方に携行していただくなど活用をお願いした。



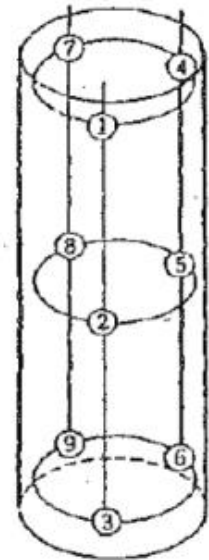
②管内作業の安全性確保の徹底

下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会「下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理」では、管路作業安全の確保はインフラマネジメントの基本中の基本であり、管内作業における安全確保が何よりも優先されるという基本スタンスを再確認し、安全管理に関しての関係法令や指針類に基づく安全対策を徹底した上で、発注者と受注者が一体となって、硫化

水素などの下水道特有の危険について共通の意識を持つべきとされていることから、改めて、管内作業においては、酸素欠乏症や硫化水素中毒を防止するため、特に下記事項の徹底をお願いする。

【管路作業での酸素欠乏症や硫化水素中毒を防止するために特に留意する事項（案）】

- ✓ 作業開始前、作業中、再入孔する前に、原則として垂直、水平方向にそれぞれ3点以上測定点を設けること
- ✓ 作業場所に下水や汚泥が堆積している場合は、外部から攪拌して水中の硫化水素を空気中に放出してから濃度測定を実施すること
- ✓ 外部から攪拌できない場合には、濃度測定の結果が基準値以下であっても、適切な呼吸用保護具を着用させ、作業員を入孔させること
- ✓ 作業場所では、酸素濃度を18%以上、かつ硫化水素濃度を10ppm以下に保つように常時換気すること
- ✓ 作業中は常時警報付き測定器具によるガス検知を行い、異常を感知したら直ちに退避できる体制を整えること
- ✓ 酸素欠乏症等にかかって墜落する恐れのある時は、高さ2m以内であっても墜落制止用器具を使用すること



測定点の例

3) 労務単価の適正な設定について

- 下水道における公共工事および維持管理業務の適正な実施のため、官積算に用いる労務単価の設定にあたっては、公共事業労務費調査に基づく「公共工事設計労務単価」および設計業務委託等給与実態調査に基づく「設計業務委託等技術者単価」を使用いただいている。
- 令和8年2月17日付けで、国土交通省不動産・建設経済局長及び港湾局長並びに農林水産省農村振興局長より令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について通知が発出されている。
- 同様に令和8年2月17日付けで、大臣官房技術調査課長及び港湾局技術企画課長並びに航空局航空ネットワーク部空港技術課長より令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について通知が発出されている。
- 上下水道企画課管理企画指導室からは、上記に関して、事務連絡（令和8年3月9日付け「下水道維持管理業務における労務単価の適正な設定について」）を発出している。
- 下水道維持管理業務の発注に際しては、労務費の実態を踏まえた予定価格が設定されるよう、速やかに労務単価の改定を行うようお願いする。

- また、契約期間中の急激な物価変動等に対しても、単年度契約、複数年契約を問わず最新の実勢価格を適切に反映できるよう、適宜、業務契約書中にスライド条項を適用することや、契約期間中における受注者からの協議の申出等について適切に配慮いただくことなど、柔軟なご対応をお願いします。

4) 除害施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の延長

- 民間事業場等が公共下水道に排除する下水から有害物質等を除去する「除害施設」の整備の促進を通じて、下水道施設の機能確保、公共用水域の水質保全等の促進を図るため、除害施設（沈澱又は浮上装置、油水分離装置及び中和装置）に係る固定資産税の課税標準を7/10～9/10の範囲内において市町村の条例で定める割合（参酌基準：4/5）とする特例措置について、適用期限が令和8年4月1日から令和10年3月31日まで2年間延長されたところ。
- 上下水道企画課管理企画指導室からは、上記に関して、事務連絡（令和8年4月1日付け「除害施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の適用期限の延長について」）を発出している。（P）
- 各下水道管理者におかれては、除害施設に係る課税標準の特例措置の対象となる事業者等に対しては、本税制による除害施設の設置指導は有効であると考えられるため、積極的に活用いただくよう周知についてご協力をお願いしたい。
- また、本税制特例の対象外の事業者等に対しては、下水道管理者による行政指導や政府系金融機関や地方公共団体の融資制度等の支援等により除害施設の設置を強力に促進するようご協力をお願いしたい。

「水の官民連携」(ウォーターPPP)を含む PPP/PFIの推進について

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道企画課 管理企画指導室

令和8年4月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

地方公共団体の皆様へのお願い



国土交通省

1. 「ウォーターPPP」について、地方公共団体等からの「地方議会等の理解を得るためには横文字はなじみにくい」等の意見を受け、地域の関係者の理解を得て導入が進められるよう、同一の概念であるが、「水の官民連携」への呼称の変更を内閣府等の関係省庁に提案。
2. 「水の官民連携」の導入検討、入札・公募等に関し、疑問等があれば、国土交通省(上下水道審議官グループ)まで、ご相談いただきたい。なお、今後、「水の官民連携」の実施状況等の調査を実施を予定しているため、ご協力いただきたい。
3. 下水道事業の基盤強化と持続性向上に向け、特に広域型をはじめとする質の高い「水の官民連携」の導入に前向きにお取り組みいただきたい。【P.6】
4. 引き続き、官民連携推進会議等への積極的な参加、先行事例の発表にご協力いただきたい。【P.15～16】
5. マイスターの活動依頼及びマイスターとしての積極的な活動を検討いただきたい。【P.17】
6. 「水の官民連携」の導入検討を開始する際は、まずは「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」等をご参照いただきたい。【P.20～23】

- 下水処理場の管理（機械の点検・操作等）については9割以上が民間委託を導入済。
- このうち、施設の巡視・点検・調査・清掃・修繕、運転管理・薬品燃料調達・修繕などを一括して複数年にわたり民間に委ねる**包括的民間委託は処理施設で633施設、管路で76契約導入されており、近年増加中。**
- 下水汚泥を利用してガス発電や固形燃料化を行う事業を中心に**PFI（従来型）・DBO方式は52施設で実施中。**
- **下水道分野の「水の官民連携」のうち、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は、茨城県守谷市【R5.4】、宮城県利府町【R7.4】、コンセッション方式（レベル4）は、静岡県浜松市【H30.4】、高知県須崎市【R2.4】、宮城県【R4.4】、神奈川県三浦市【R5.4】で、それぞれ事業が実施されている。** ※【 】は事業開始

(R7.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

(* R5 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R6.3.31時点)

** 管路施設については単一業務のみだが、下水処理場包括的民間委託等と包括された3契約(3団体)を含む
※1団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

下水道施設		下水処理場 (全国2,151箇所*)	ポンプ場 (全国5,828箇所*)	管路施設 (全国約50万km*)	全体 (全国1,478団体)
包括的民間委託		633箇所 (305団体)	1242箇所(209団体)	76契約 (59団体)	(332団体)
指定管理者制度		60箇所 (20団体)	100箇所 (12団体)	34契約 (13団体)	(20団体)
DBO方式		42箇所 (31団体)	3箇所 (3団体)	1契約 (1団体)	(34団体)
PFI(従来型)		10箇所 (7団体)	0箇所 (0団体)	0契約 (0団体)	(7団体)
水の官民連携	管理・更新一体マネジメント方式(更新支援型)	1箇所 (1団体)	2箇所 (2団体)	1契約 (1団体)	(2団体)
	管理・更新一体マネジメント方式(更新実施型)	0箇所 (0団体)	0箇所 (0団体)	0契約 (0団体)	(0団体)
	PFI(コンセッション方式)	7箇所 (4団体)	11箇所 (3団体)	2契約 (2団体)	(4団体)

下水処理場 包括的民間委託 実施状況 (R7.4時点)

定義

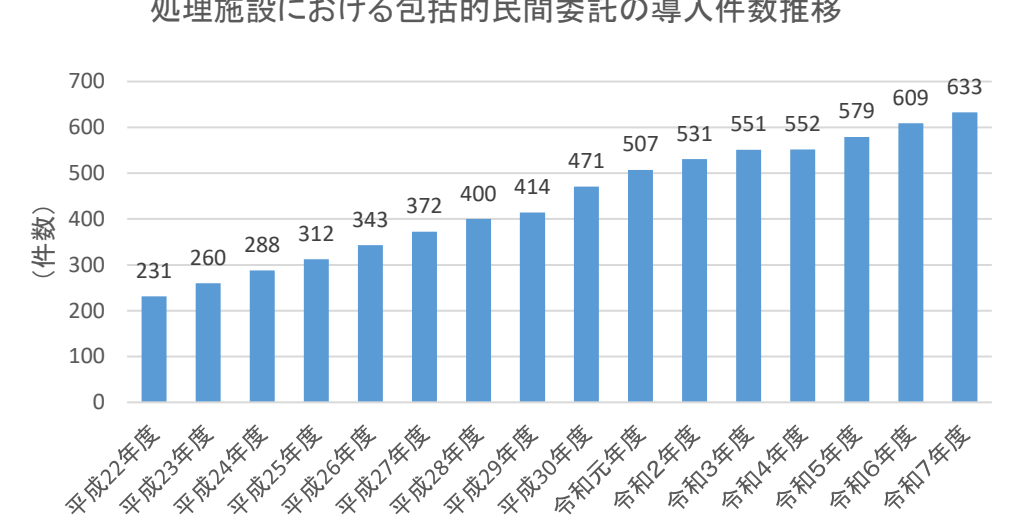
- 処理場・ポンプ場の包括的民間委託とは、下水道事業のサービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための委託方式
- **性能発注**方式であること、**複数年契約**であることを基本的な要素とする
 (複数年の契約において、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能(パフォーマンス)を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方)
- 維持管理に、更新(改築)の要素を加え、一体として長期間の民間委託とすることで、効率化や省力化を進め、さらに持続性を向上させることが考えられる

包括的民間委託レベル (性能発注)

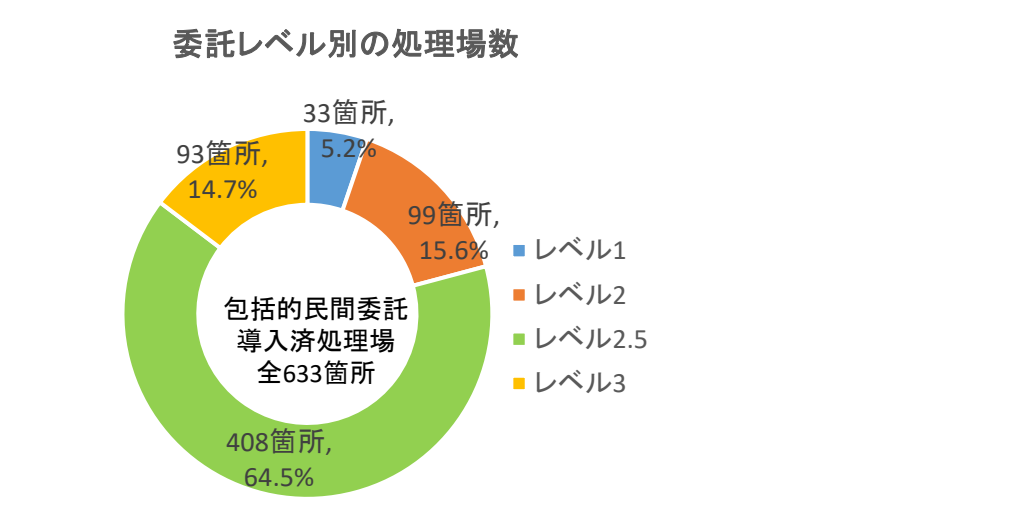
項目	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

(出典) 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン 令和2年6月 公益社団法人日本下水道協会

実施件数の推移



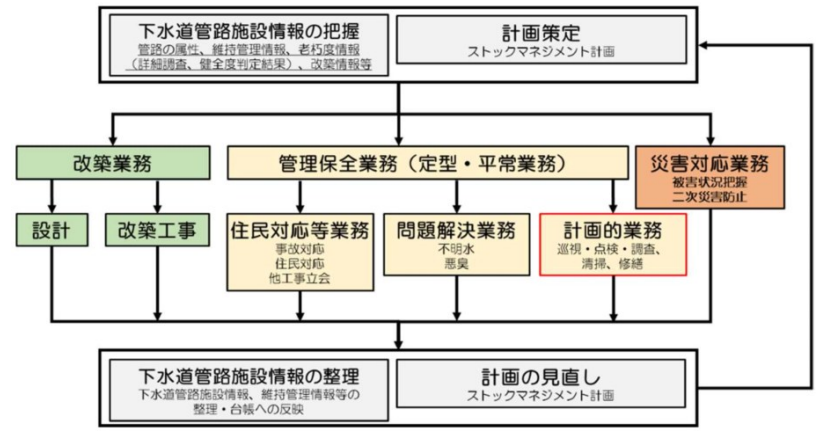
実施件数の委託レベル内訳



(出典) 国土交通省調査 (時点: R7.4.1)

概要

- 管路施設の包括的民間委託は、基本的に、管路管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約にて実施する方式。
- 民間の実施体制及び創意工夫を活かすことで、維持管理の効率化及び質の向上が期待され、適切な管路管理を実践していくための有効な手段の一つ。
- また、維持管理に、更新（改築）の要素を加え、一体として長期間の民間委託とすることで、効率化や省力化を進め、さらに持続性を向上させることが考えられる。



実施状況 76 契約 (R7.4.1時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

地方公共団体	事業開始
須崎市	R2.4.1
富士市	R2.11.1
千葉県①	R3.4.1
豊田市	R3.4.1
河内長野市	R3.4.1
大阪狭山市	R3.4.1
宜野湾市	R3.4.1
仙台市	R3.10.1
奈良市	R3.11.1
岩見沢市	R4.4.1
鶴岡市	R4.4.1
千葉県②	R4.4.1
妙高市	R4.4.1
みよし市	R4.4.1
大津市	R4.4.1
大阪市	R4.4.1
小田原市	R4.11.1
新潟市	R4.11.1
柏市	R5.1.20
鎌倉市	R5.3.1

地方公共団体	事業開始
守谷市	R5.4.1
千葉市	R5.4.1
安曇野市	R5.4.1
かほく市	R5.4.1
中能登町	R5.4.1
滋賀県①	R5.4.1
滋賀県②	R5.4.1
滋賀県③	R5.4.1
堺市①	R5.4.1
堺市②	R5.4.1
堺市③	R5.4.1
土佐町	R5.4.1
横浜市①	R6.2.7
横浜市②	R6.2.7
藤沢市	R6.2.22
旭川市①	R6.4.1
旭川市②	R6.4.1
いわき市	R6.4.1
東吾妻町	R6.4.1
千葉県③	R6.4.1

地方公共団体	事業開始
長野県①	R6.4.1
長野県②	R6.4.1
飯能市	R6.4.1
武蔵野市	R6.4.1
海津市	R6.4.1
吹田市	R6.4.1
姫路市	R6.4.1
甲賀市	R6.4.1
鳥取市①	R6.4.1
鳥取市②	R6.4.1
鳥取市③	R6.4.1
鳥取市④	R6.4.1
岡山市	R6.4.1
広島市	R6.4.1
熊本市	R6.4.1
都城市①	R6.4.1
都城市②	R6.4.1
秋田市	R7.2.5
宇部市	R7.3.18
秋田県	R7.4.1

地方公共団体	事業開始
おいらせ町	R7.4.1
山元町	R7.4.1
昭和村	R7.4.1
松戸市	R7.4.1
青梅市	R7.4.1
多摩市	R7.4.1
山梨県①	R7.4.1
山梨県②	R7.4.1
山梨県③	R7.4.1
山梨県④	R7.4.1
深谷市	R7.4.1
四日市市	R7.4.1
交野市	R7.4.1
京都市①	R7.4.1
京都市②	R7.4.1
柏原市	R7.7.1

管理・更新一体マネジメント方式、PFI(従来型)、DBOの実施状況(R7.4時点) 国土交通省

<管理・更新一体マネジメント方式> 2契約

(R7.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)
※表内の年月は事業開始時期

地方公共団体	管理・更新一体マネジメント方式事業名
守谷市 (R5.4)	守谷市上下水道施設管理等包括業務委託 ※更新支援型
利府町 (R7.4)	利府町上下水道事業包括的民間委託 ※更新支援型

地方公共団体	DBO事業名
京都府 (H25.10)	洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
広島県 (H26.10)	芦田川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
静岡県 (H26.12)	中島浄化センター 汚泥燃料化事業
秋田県 (H27.7)	県北地区広域汚泥資源化事業 (米代川流域下水道・大館処理センター)
福岡県 (H28.1)	御笠川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
名古屋市 (H29.2)	空見スラッジリサイクルセンター 下水汚泥固形燃料化事業
大阪市 (H29.9)	大阪市海老江下水処理場 改築更新事業
宇部市 (H29.10)	玉川ポンプ場事業
福岡市 (H29.12)	福岡市西部水処理センター 下水汚泥固形燃料化事業
京都市 (H30.5)	鳥羽水環境保全センター 下水汚泥固形燃料化事業
市原市 (R2.3)	松ヶ島終末処理場 下水汚泥固形燃料化事業
いわき市 (R2.12)	いわき市下水汚泥等利活用事業
福知山市 (R3.3)	福知山市汚泥処理施設再構築事業
神戸市 (R3.3)	神戸駅周辺地区浸水対策事業
秋田県 (R3.4)	県南地区広域汚泥資源化事業 (秋田湾・雄物川流域下水道・横手処理センター)
松山市 (R3.4)	西部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業
兵庫県 (R3.10)	兵庫県東流域下水汚泥処理場 汚泥処理施設改築工事
大阪府 (R3.12)	大和川下流域下水道今池水みらいセンター包括管理事業
大分市 (R4.1)	大分市下水汚泥燃料化事業
滋賀県 (R4.3)	高島浄化センター コンポスト化事業
滋賀県 (R4.10)	湖南中部浄化センター 下水汚泥燃料化事業
神戸市 (R4.11)	東灘処理場 汚泥処理施設改築更新事業
福山市 (R4.11)	新浜ポンプ場改築事業
名古屋市 (R4.12)	空見スラッジリサイクルセンター第2期事業(下水汚泥焼却施設整備等事業)
神戸市 (R4.12)	ポートアイランド処理場 改築更新事業
大阪市 (R5.3)	大阪市汚泥処理施設整備運営事業
千葉市 (R5.4)	千葉市南部浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
青森県 (R5.7)	岩木川流域下水道汚泥有効利用施設下水汚泥肥料化推進事業
和歌山市 (R5.10)	中央終末処理場汚泥処理施設改築事業
大阪府 (R5.11)	安威川流域下水道 中央水みらいセンター 汚泥処理施設包括管理事業(設計・建設・維持管理)
周南市 (R5.12)	徳山中央浄化センター再構築事業
鶴岡市 (R6.4)	鶴岡市公共下水道汚泥資源化(コンポスト化)事業
東京都 (R6.6)	森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業

<PFI(従来型)> 10契約

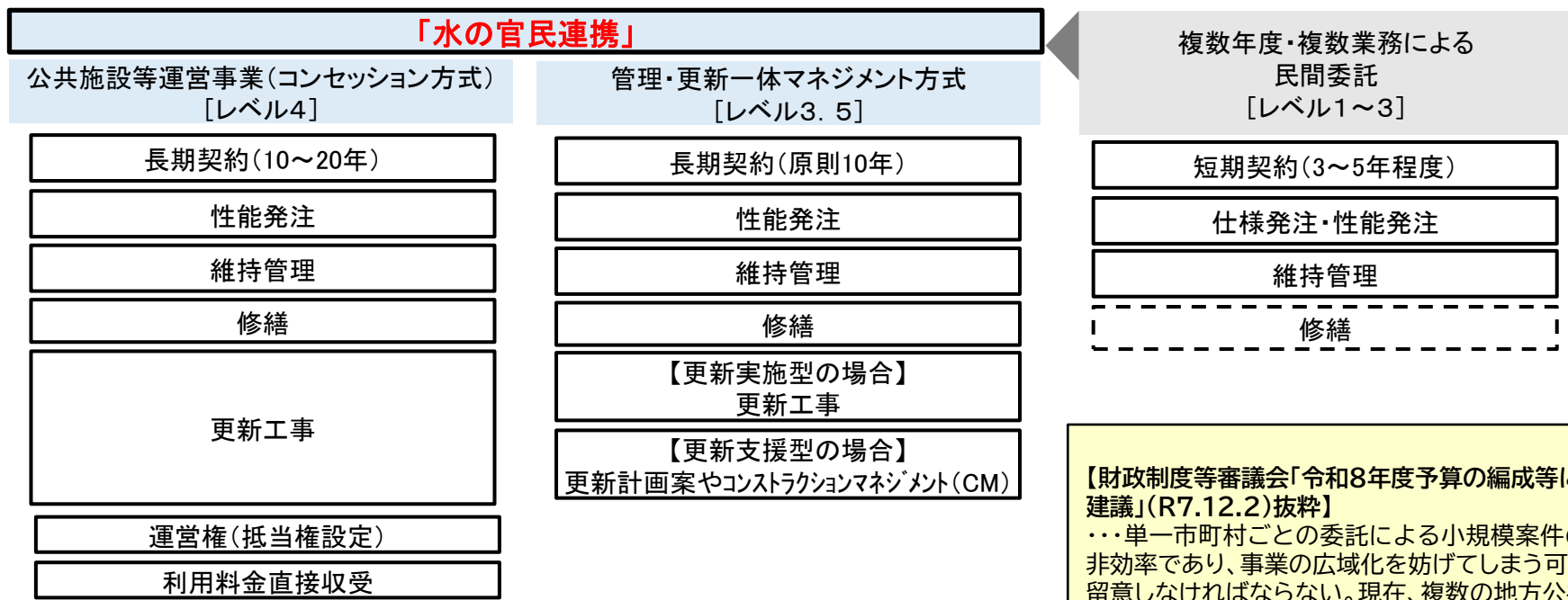
地方公共団体	PFI(従来型) 事業名
大阪市 (H18.4)	津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業
横浜市 (H20.8)	北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業
黒部市 (H21.4)	下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業
大阪市 (H23.4)	平野下水処理場汚泥固形燃料化事業
横浜市 (H24.7)	横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
豊橋市 (H26.12)	豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業
愛知県 (H26.12)	豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業
佐野市 (H27.3)	佐野市水処理センター再生可能エネルギー発電事業
横浜市 (H28.8)	横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
小山市 (R3.11)	小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業

<DBO方式※> 46契約 ※設計・施工・管理一括発注(DB+O、DBM含む)

地方公共団体	DBO事業名
東京都 (H17.11)	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業
兵庫県 (H19.2)	兵庫西流域下水汚泥処理場 1・2系溶融炉改築工事
東京都 (H20.6)	清瀬水再生センター 汚泥ガス化炉事業
伊豆の国市 (H21.1)	伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業
薩摩川内市 (H21.1)	汚泥再生処理センター 施設整備運営事業
広島市 (H21.3)	広島市西部水資源再生センター 下水汚泥燃料化事業
愛知県 (H21.12)	衣浦東部浄化センター 下水汚泥燃料化事業
東京都 (H23.2)	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業(その2)
埼玉県 (H23.12)	新河岸川水循環センター 下水汚泥固形燃料化事業
西海市 (H24.11)	西海市エネルギー回収推進施設 整備・運営事業
滋賀県 (H25.1)	湖西浄化センター 下水汚泥燃料化事業
北九州市 (H25.4)	日明浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
熊本市 (H25.4)	下水汚泥固形燃料化事業

「水の官民連携」の推進

- 水道、下水道、工業用水道等について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4~R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「水の官民連携」として導入拡大を図る。
[管理・更新一体マネジメント方式の要件]
①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア
- アクションプランにおいて、汚水管の改築にあたっては令和9年度以降「水の官民連携」の導入を要件化することとされている。
- 「水の官民連携」等の導入を検討する自治体の支援、その成果の全国への横展開を通じ、**広域連携など質の高い案件**の形成を促す。



【財政制度等審議会「令和8年度予算の編成等に関する建議」(R7.12.2)抜粋】
…単一市町村ごとの委託による小規模案件の乱立は非効率であり、事業の広域化を妨げてしまう可能性にも留意しなければならない。現在、複数の地方公共団体でウォーターPPPの導入検討が進んでいるが、アクションプランの改訂もあわせ、経営の広域化など、効率化を前提とした制度設計を促していくべきである。…

要件化の概要

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和7年改訂版)」

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標 (2) 重点分野と目標 ii) 各重点分野における取組 ③下水道

・汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPPの導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。このことについて、地方公共団体に周知し、ウォーターPPPの導入検討の促進を図る。(令和4年度開始、令和5年度強化) <国土交通省>

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の要件

①長期契約

○契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取り組みやすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする。**

②性能発注

○**性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

(性能規定の例)

- ・処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること
- ・管路施設：適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。)

③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

○事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア*1の例)

- ①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。
- ②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする*2。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)	プロフィットシェア	
				官	民
①	2削減		2	1	1
②		2削減	2	1	1

*1：プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定

*2：「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

○ PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)で、重点実行期間(令和4-8年度)の5年件数目標に加え、アクションプラン期間(令和4-13年度)の事業件数10年ターゲットが設定された。

重点実行期間(令和4年度～令和8年度)

昨年
設定

5年件数目標
重点分野合計 **70件**
(コンセッション中心)

アクションプラン期間 10年(令和4年度～令和13年度)

新たに
設定

事業件数10年ターゲット
重点分野合計 **575件**
(コンセッションを含む多様な官民連携)

水道分野

○ 令和8年度までに**5件のコンセッション方式等※の具体化**
※取組の結果、コンセッション方式以外の手法となった場合も含む

下水道分野

○ 令和8年度までに**6件のコンセッション方式の具体化**

水道分野

○ 令和13年度までに**100件の「水の官民連携」の具体化**を狙う

下水道分野

○ 令和13年度までに**100件の「水の官民連携」の具体化**を狙う

※下水道分野では、汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

【上下水道分野の5年件数目標の進捗】

具体化レベル	令和4年度		令和5年度		令和6年度 4件 公共施設等運営事業 愛知県	目標 5件
	件数	方式	件数	方式		
具体的検討	2件	PFI(BT)方式：大阪市 PFI(BTO)方式：大津市	3件	PFI(BT、BTO)方式：大阪市 PFI(BTO)方式：大津市		
うち 実施方針公表	2件	公共施設等運営事業：0件 PFI(BT)方式：大阪市 PFI(BTO)方式：大津市	3件	PFI(BT、BTO)方式：大阪市 PFI(BTO)方式：大津市		
うち 実施契約締結	0件	公共施設等運営事業：0件	1件	PFI(BT)方式：大阪市		

具体化レベル	令和4年度		令和5年度		令和6年度 5件	目標 6件
	件数	方式	件数	方式		
具体的検討	2件	三浦市等	4件			
うち 実施方針公表	1件	三浦市	1件			
うち 実施契約締結	1件	三浦市	1件			

【上下水道分野の「水の官民連携」の進捗】

分野名	事業件数 10年ターゲット ※1	R5年度 具体化件数	R6年度具体化 件数(累積)	早期に具体化が見込 まれる件数(累積) ※2
水道	100件	5件	8件	約25件
下水道	100件	3件	12件	約40件
工業用水道	25件	5件	10件	約15件

※1 PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)で令和13年度までに狙うこととされている件数

※2 件数は、今後の状況に応じて変更がありうる

1. 事業件数10年ターゲットの設定

【参考】PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)の概要(内閣府HP)より抜粋

案件上積みを見越して、より長期的な視点での具体的な件数ターゲットが必要。

- ◆新たに、重点分野*において10年間で具体化を狙う**事業件数10年ターゲット**を設定。
- ◆**ウォーターPPP**等、多様な官民連携方式の導入等により**案件形成の裾野拡大**と**加速化**を強力に推進する。

*重点分野: 空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道

重点実行期間(令和4年度～令和8年度)

昨年
設定

5年件数目標
重点分野合計 **70件**
(コンセッション中心)

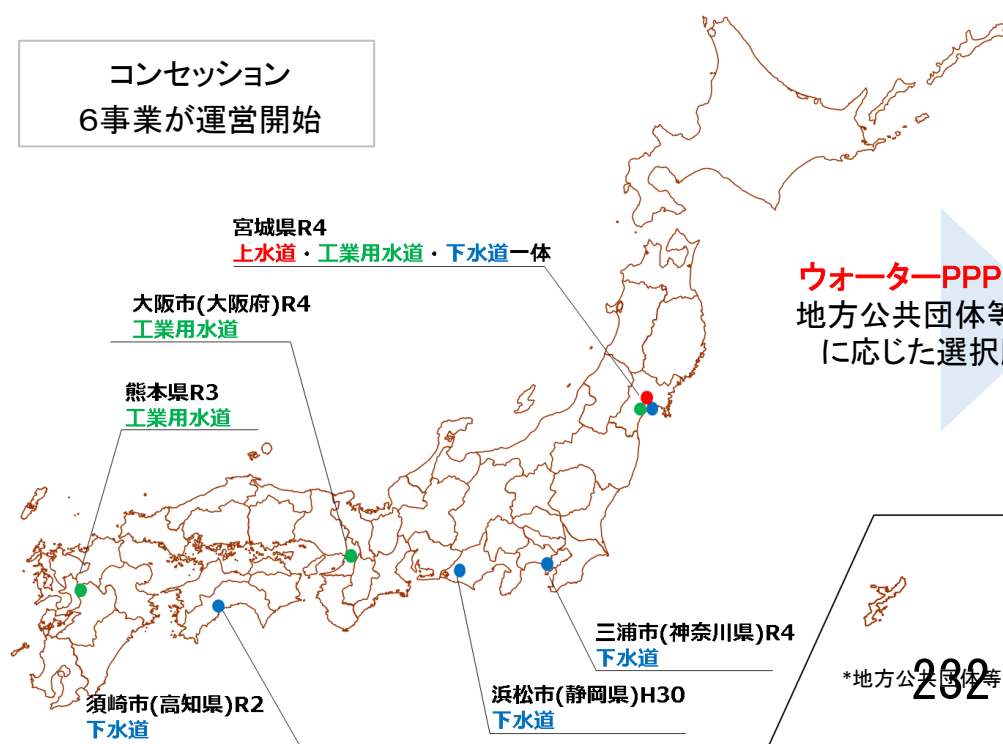
アクションプラン期間 10年(令和4年度～令和13年度)

新たに
設定

事業件数10年ターゲット
重点分野合計 **575件**
(コンセッションを含む多様な官民連携)

■ ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速

コンセッション
6事業が運営開始



ウォーターPPP導入による
地方公共団体等のニーズ*
に応じた選択肢の拡大

分野名	事業件数10年ターゲット 〈ウォーターPPP〉
水道	100件
下水道	100件
工業用水道	25件

〈ウォーターPPP〉
コンセッションの他、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

*地方公共団体等のニーズ: 例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の收受までは必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

ウォーターPPPの推進

【参考】PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)の概要(内閣府HP)より抜粋

- 水道行政が厚生労働省から国土交通省に移管され、上下水道一体となった行政が実現。
- 今般の能登半島地震や気候変動の影響の顕在化等を踏まえ、水分野に対して、国民の関心も上昇。
- これら情勢の変化を踏まえつつ、人口減少やインフラの老朽化が進む中で、「水インフラ」の持続性を向上させるため、**ウォーターPPPを積極的に推進**し、より一層の効果・メリット等を期待しうる分野横断型・広域型等も促進。

事業件数10年ターゲットの進捗

分野名	事業件数 10年ターゲット ※1	R5年度 具体化件数	R6年度具体化 件数(累積) ※2	早期に具体化が見込 まれる件数(累積) ※2
水道	100件	5件	6件	約25件
下水道	100件	3件	10件	約40件
工業用水道	25件	3件	8件	約10件

※1 PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)で令和13年度までに狙うこととされている件数
 ※2 件数は、今後の状況に応じて変更がある
 ※3 工業用水道については、ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIに関する件数

これまでの取組

- ウォーターPPPの導入検討について、令和5年度補正予算で**17自治体(水道・下水道)**が具体化に向けて調査等を実施。
- 地方公共団体におけるウォーターPPPの理解醸成・導入検討の円滑化のため、水道・下水道・工業用水道において**ガイドラインを策定・改定(令和5年度)**。
- 工業用水道事業費補助金について、**ウォーターPPPの要件化を決定済み(令和5年度)**。令和10年度運用開始予定。

今年度の取組

ウォーターPPPに対する機運醸成

- ・ 都道府県トップにウォーターPPPの重要性を認識していただくための**トップセールスを展開**。



秋田県知事とのウォーターPPPについての意見交換

ウォーターPPP推進のための支援

- ・ 令和6年度予算で創設した「上下水道一体効率化・基盤強化のための補助制度」を活用し具体化に向けた検討を進める**82自治体(水道・下水道)**を決定。令和7年度以降も引き続きフォローを行い、事業化につなげる。
- ・ 上下水道一体のウォーターPPP内の改築・更新等整備費用に対し、令和6年度より**国費支援の重点配分**を実施。

集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成

- ・ 令和6年4月策定の「広域化・共同化計画実施マニュアル」等に基づき、集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの導入促進を図る。
- ・ 下水道と集落排水施設の分野横断型ウォーターPPPの導入検討について、令和5年補正予算で8自治体、令和6年当初予算で10自治体が具体化に向けて調査等を実施。

5. 令和7年改定における各分野の主な取組

【参考】PPP/PFI推進アクションプラン(令和7年改定版)の概要(内閣府HP)より抜粋

○令和7年アクションプラン改定における、重点分野や、それ以外の分野の主な取組は以下のとおり。

分野	令和7年度の主な取組	
重点分野	水道・下水道	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 4月に公表した「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン(第2.0版)」を地方公共団体に周知。 ✓ PFI推進機構・内閣府・国土交通省が連携し、ウォーターPPPを検討している地方公共団体への支援を実施。
	道路	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全国14の直轄駐車場の維持管理・運営事業について、コンセッション事業で実施予定であり、令和7年度は事業の具体化に向けた検討を実施。
	スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ✓ スポーツ施設の案件形成の推進のため、具体的な構想・計画の策定やアドバイザー経費に対する支援等を行う。
	国営公園	<ul style="list-style-type: none"> ✓ モデルとなる公園(国営備北丘陵公園・国営讃岐まんのう公園)において、サウンディング調査や、専門家からなる検討会での議論を踏まえて、令和8年度の事業者公募に向けた準備・検討を実施。また、他公園における導入についても検討。
それ以外の分野	ハイブリッドダム	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発電施設の新増設について、湯西川ダム・尾原ダム、野村ダムの3ダムで、令和7年度中に事業者を特定予定。
	国立公園	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 先端モデル事業として選定された4公園である、十和田八幡平国立公園・中部山岳国立公園・大山隠岐国立公園・やんばる国立公園にて、具体的スキームの検討を行うとともに、他公園への水平展開を検討。
	民間船舶(防衛省)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間船舶の運航・管理事業について、2期事業にて、船舶数の拡充(2隻→6隻)を予定。
	火葬場	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方公共団体に対するセミナーの実施や、火葬場の整備・運営についての事例集の周知。

- 上下水道分野の「水の官民連携」は19件が実施中。令和8年度においては、新たに山口県宇部市等を含む8つの地方公共団体で事業が開始された。
- また、現在、上下水道分野で4件の入札・公募が行われている。

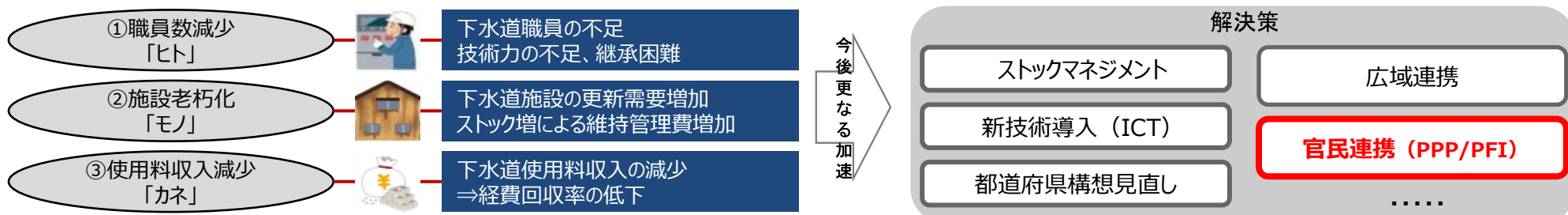
	都道府県	地方公共団体	開始時期	方式(レベル)	水道	工業用水道	下水道	備考
事業実施中	宮城県	宮城県	R4.4	4	○	○	○	
		利府町	R7.4	3.5	○		○	
		七ヶ浜町	R8.4	3.5			○	
	茨城県	守谷市	R5.4	3.5	○		○	
	神奈川県	三浦市	R5.4	4			○	
		神奈川県(箱根地区)	R6.4	3.5	○			
		葉山町	R8.4	3.5			○	
	石川県	宝達志水町	R8.4	3.5			○	
	静岡県	浜松市	H30.4	4			○	
		富士市	R8.1	3.5			○	
	愛知県	愛知県	R7.12	4	○	○		
	京都府	城陽市	R8.4	3.5	○		○	
	大阪府	大阪市	R7.9	3.5			○	
		河内長野市	R8.4	3.5			○	広域型(河内長野市)
		大阪狭山市	R8.4	3.5			○	広域型(大阪狭山市)
	山口県	宇部市	R8.4	4			○	
高知県	須崎市	R2.4	4			○		
熊本県	荒尾市	R8.4	3.5	○				
沖縄県	宜野湾市	R8.4	3.5			○		
入札公募中	山形県	上山市	R8.3	3.5			○	
	神奈川県	葉山町	R7.10	4			○	
	長野県	飯田市	R7.11	3.5			○	
	愛媛県	新居浜市	R7.9	3.5	○	○	○	

(出典)国土交通省調査に基づき作成 * 開始時期については、事業実施中は事業開始、入札公募中のうちレベル3.5は入札公募、レベル4は実施方針の公表をそれぞれいう。

なぜ「水の官民連携」が必要なのか？

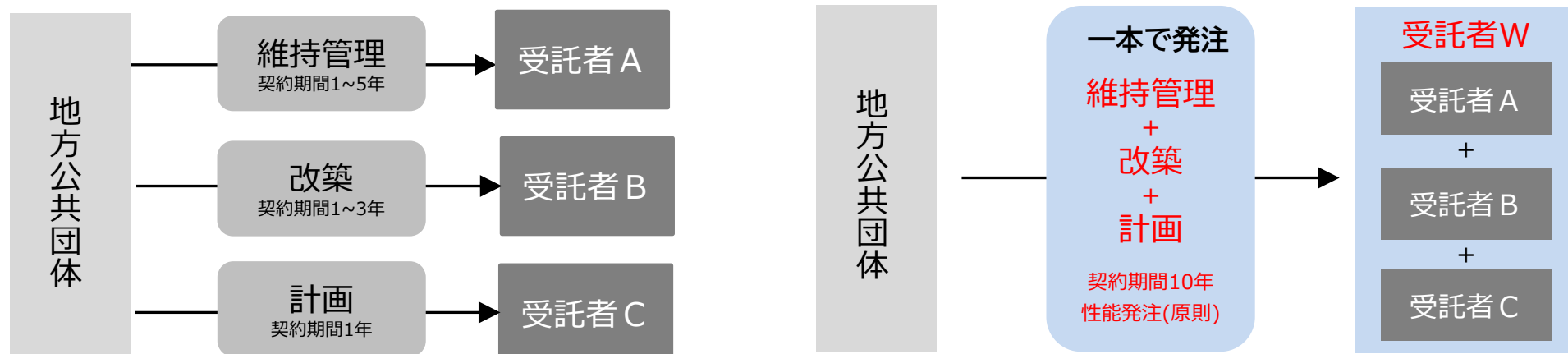
概要とポイント・留意点

(参考)「水の官民連携」の必要性とイメージ



従来の業務形態
~個別発注~

これからの業務形態
~「水の官民連携」~



- 各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
→ (自治体) 発注と管理に追われて、人手不足の中大変。複数の工事の調整も高度で困難。
- (民間) 業務が小さい・短い人手がかかり投資がしづらい。性能発注が原則でないため、創意工夫の余地が少ない。

- 各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
▶管理の質の向上を期待
- 契約期間が長期▶スケールメリットが大きく、長期的な観点から設備投資を行うことが可能
- 性能発注が原則▶民間の創意工夫が発揮しやすい
- 各取組間での連携がスムーズ▶事業の効率化、自治体の労力減

① 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

- 「水分野のPPP/PFI（官民連携）推進会議（官民連携推進会議）」（H27設置、R7改称）
 - ・ 多様なPPP/PFI導入に向けた情報・ノウハウの共有・意見交換等
 - ・ 官民連携推進会議 <数か月に1回程度開催> 全国の地方公共団体等が参加（R2- オンライン併用）
 - ・ ウォーターPPP分科会 <年2-3回程度開催> 地方公共団体向け情報交換の場 R5設置
 - ・ モニタリング小分科会 <年1-2回程度開催> 地方公共団体向け情報交換の場 R7設置
- 下水道分野のウォーターPPP相談窓口（R5設置）
- 「水の官民連携」理解促進パンフレット（首長・議会・庁内/住民等向け）（R6-）
- 上下水道ウォーターPPPマイスター（R7-）等



第1回ウォーターPPP分科会

② ガイドライン等の整備

- 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン
 - ・ 第3.0版を令和8年4月10日に公表
- 【第3.0版 改訂内容】
- ・ 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の提言を受け、リスク分担に関する記載を拡充
 - ・ 「上下水道政策の基本的なあり方検討会」のとりまとめを受け、広域型・分野横断型の効果・メリット等を拡充
 - ・ その他、地元企業参画の重要性について記載を拡充、参考となる先行事例等を追加

③ 財政的支援

- モデル都市支援（H28-）
 - ・ 地方公共団体に専門家を派遣し、「水の官民連携」等の導入検討の支援を実施
- ウォーターPPP導入検討費補助（R5補正-）
 - ・ ウォーターPPP導入に要する費用を定額補助(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業)
 - レベル4：上限5千万円
 - レベル3.5(他分野連携もしくは他地方公共団体連携)：上限4千万円
 - レベル3.5(水道もしくは下水道のみ)：上限2千万円
- 社会資本整備総合交付金等
 - ・ PPP/PFI導入の民間提案を求め適切な提案を採用することを要件化(R5-)
 - ・ コンセッション方式内の改築等整備費用に対し重点配分(R5-)
 - ・ 上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に対し重点配分(R6-)
 - ・ 汚水管の改築に係る国費支援に関し、一部の例外を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを要件化(R9-)

14

① 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議(官民連携推進会議)

- 執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等の課題を解決し、上下水道の持続可能性を向上させるため、「水分野のPPP/PFI（官民連携）推進会議」（官民連携推進会議）等を設置
- 多様なPPP/PFI導入に向けて、先進的なPPP/PFIに取り組む団体からの事例紹介、国からの情報提供、意見交換、官民連携フリーマッチング等を実施。

①開催実績

平成22年から累計102回開催(令和8年4月時点)
 ※前身の水道分野における官民連携推進協議会(平成22年～)及び下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会(平成27年～)の開催実績を含むのべ開催回数。

②参加実績

47都道府県、634市、308町村、42特別地方公共団体 合計1,031団体(令和8年4月時点)
 ※地方公共団体のみ計上。
 ※上下水道の分野を横断した会の開催については、前身の水道分野における官民連携推進協議会(平成22年～)及び下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会(平成27年～)において令和6年度に初開催し、令和7年度以降も引き続き実施。

③取組内容(一例)

官民連携フリーマッチング



先進事例の紹介



【官民連携推進会議の概要】

官民連携推進会議(本会議)

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(多様な官民連携)
- ・ 官民の連携の促進(マッチング)
 ※地方公共団体及び民間事業者等を対象

ウォーターPPP分科会

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(ウォーターPPP)
 ※地方公共団体を対象

モニタリング小分科会(試行)

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(ウォーターPPPのモニタリング)
 ※地方公共団体を対象

【分野】水道及び下水道を対象(分野ごとの開催も可能)
 ▶ 分野横断型、広域型等の案件形成、分野ごとの課題の解決等を推進
 【対象】本会議には、地方公共団体及び民間事業者等いずれも参加可能
 ▶ 情報・ノウハウのより広い範囲への共有

※令和6年度まで実施していた「水道分野における官民連携推進協議会」(官民連携推進協議会)、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」(PPP/PFI検討会)等の建付等を見直し、今年度より「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)を設置。

令和7年度 官民連携推進会議 ウォーターPPP分科会の開催概要

- 執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、上下水道の持続性確保のために「水の官民連携」を導入する際に課題となる事項や解決方策に対し具体的な検討を行うウォーターPPP分科会を設置。
- 国土交通省からの情報提供、有識者や先進地方公共団体を交えた班別討議を実施し、①長期契約②性能発注③対象施設・業務範囲の設定④プロフィットシェア 等の課題等について討議。
- 昨年度に引き続き地方開催及び水道分野及び下水道分野いずれからも参加を可能とし、いずれの会場も約100名が参加し、年々参加者は増加傾向にある。

大阪会場



東京会場



名古屋会場



開催実績

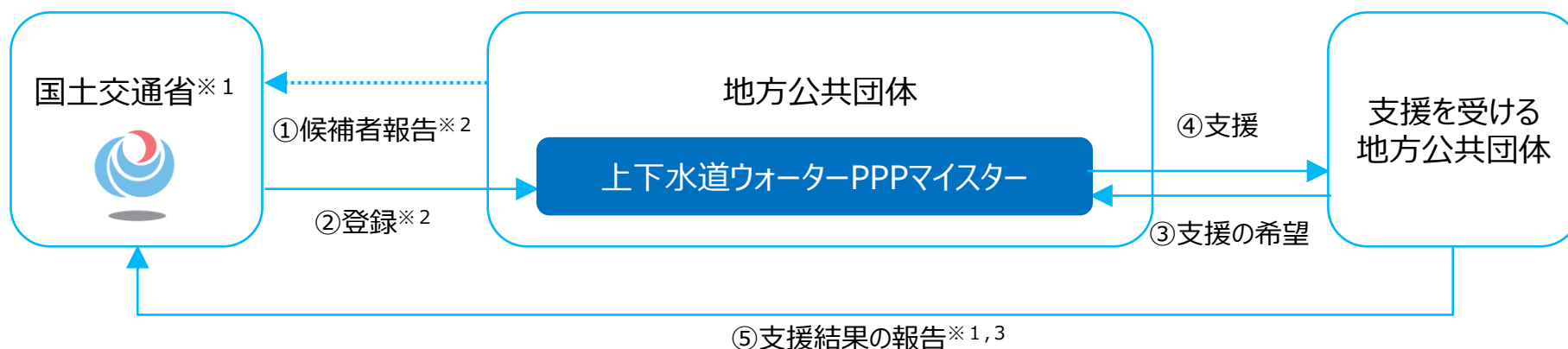
年月日	開催地	内容	地方公共団体数	参加者数	有識者	先進地方公共団体
R7.7.28	大阪	・情報提供 ・班別討議	60団体	123名	東京大学 加藤先生/弁護士 高橋先生/福山市立大学 清水先生/PFI機構 金谷先生	宮城県/宮城県 利府町/神奈川県/神奈川県 葉山町/静岡県 浜松市/高知県 須崎市
R7.9.4	東京	・情報提供 ・班別討議	62団体	110名	東京大学 加藤先生/弁護士 高橋先生/東洋大学 難波先生/PFI機構 金谷先生	宮城県/宮城県 利府町/神奈川県/神奈川県 葉山町/静岡県 浜松市/高知県 須崎市
R7.10.10	名古屋	・情報提供 ・班別討議	48団体	98名	近畿大学 浦上先生/名古屋大学 平山先生/PFI機構 金谷先生	宮城県/宮城県 利府町/神奈川県/神奈川県 三浦市/神奈川県 葉山町/静岡県 浜松市/高知県 須崎市

16

上下水道ウォーターPPPマイスターによる地方公共団体の支援について

- 上下水道分野の「水の官民連携」導入検討等について知識・経験・熱意のある地方公共団体※職員を、「上下水道ウォーターPPPマイスター」として登録。 ※ウォーターPPP導入検討費用補助を活用した地方公共団体
- 支援を受けたい地方公共団体は、名簿を確認の上、連絡を取り、支援の内容・方法、旅費等の費用負担その他必要な事項について、自ら個別に協議。

【支援イメージ】



※1 候補者報告及び登録並びに支援結果の報告は、最寄りの地方支分部局を窓口とする。

※2 上下水道ウォーターPPPマイスターには、ウォーターPPPの導入検討費用補助を活用した地方公共団体の職員を登録する。

※3 国土交通省から上下水道ウォーターPPPマイスター又は支援を受ける地方公共団体に支援結果の報告を求めることがある。

○支援内容の具体例

導入可能性調査の実施方法に関する助言/事業者を選定するための委員会の外部委員/庁内勉強会の講師
導入検討等を実施する上での知見やノウハウ等を補完する役割を担う。 ※4

※4 その他効果・メリット等の対外的な発信、理解促進のための広報活動も想定

例) ウォーターPPP分科会等での助言/国の地方公共団体等に向けたメルマガ/ウェブサイトでの記事の提供

- 「水の官民連携」(特にレベル3.5)理解促進に役立てていただくためパンフレットを公表。 ※国土交通省ホームページ参照
- 首長・議会・庁内向け説明資料を想定したものと、住民向け広報資料を想定したものの2つ。

※国土交通省ホームページに掲載(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000991.html)

【首長・議会等】向けパンフレット

「水の官民連携」の仕組みと効果

1 上下水道の役割
水道事業は、水を人の飲用に適する水として供給する事業であり、下水道事業は、家庭や工場で発生した汚水や雨水を排除する事業である。上下水道事業は、生活環境の改善、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の保全の重要な役割を担っている。

- 水の浄化** 川や地下などから水を取り入れ浄化し、生活に必要な浄水を供給する。
- 公衆衛生の向上** 家庭や工場から排出された汚水を速やかに排除することで、街を清潔に保つ。
- エネルギー・資源としての活用** 汚水を処理する過程で発生するガスや汚泥をエネルギーや資源として有効利用する。
- 豊富低廉な水の供給** 必要な量の水を適正な価格で供給する。
- 水質保全** 汚水を終末処理場で処理したうえで放流し、河川や海域の水質を保全する。

2 上下水道事業が抱える課題
上下水道は住民の暮らしの安心・安全の確保と豊かな水環境の保全に不可欠な存在となっている。一方で、執行体制の脆弱化や老朽化施設の増大、人口減少等に伴う厳しい経営環境など、上下水道が抱える課題は深刻さを増している。上下水道事業を持続可能なものとし、今後も住民に対して安定したサービスを提供するためには、こうした課題への適切な対応が必要となる。

- ヒト 職員数の減少**
ピーク時と比較して、水道事業の職員数は約3割減少、下水道事業の職員数は約4割減少
- モノ 施設の老朽化**
高度成長期に整備された施設の更新が進んでいないため、管路の経年劣化(老朽化)が年々上昇
- カネ 料金・使用料収入の減少**
人口減少や節水意識の高まりを受け、水道料金・下水道使用料収入は減少していく見込み

【住民】向けパンフレット

「水の官民連携」って何だろう?

私たちが生活の中で使う水は、川や地下から取り入れられ浄水場できれいになり家庭に届けられます。使用された水は、処理場できれいにして川や海に戻します。地方公共団体は、この水の一連の流れを上下水道として守っています。飲み水としてだけでなく、公衆衛生や浸水対策等の観点から、上下水道は日常生活に欠かせない役割を担っています。

- きれいな水を作る** 川や地下などから取った水をきれいにします。
- まちを清潔に保つ** 家庭や工場から出る汚れた水をすみやかに排除します。
- エネルギー・資源を作る** 汚水をきれいにする過程で発生するガスや汚泥からエネルギーや資源を作ります。
- 適正な料金で水を届ける** 生活に必要な水を適正な料金で届けます。
- 環境を守る** 家庭や工場から出る汚れた水をきれいにしたうえで、川や海に戻します。

上下水道が抱える課題
このように私たちの生活になくてはならない上下水道ですが、その多くが現在、担い手の不足や施設の老朽化、人口減少による水道料金・下水道使用料の収入の減少といった課題を抱えています。

- ヒト 担い手の減少**
 - 管理運営に必要な人手の不足
 - 技術力の不足
 - 技術継承が困難
- モノ 施設の老朽化**
 - 維持管理や更新に費用や労力がかかる施設の増加
 - 道路陥没などのおそれ
- カネ 収入の減少**
 - 人口減少に伴う料金収入減少
 - 大幅な水道料金・下水道使用料の上昇

必要な取組

- 職員不足の補完
- 民間のノウハウ・創意工夫による事業の効率化
- 経営の改善

持続的な上下水道の管理運営のためには、これらの課題への対応が必要で、その課題を解決する取組の一つとして民間のノウハウ・創意工夫を活用する「水の官民連携」(ウォーター-PPP) が位置付けられ、地方公共団体で導入検討が進められています。

- 「水の官民連携」の入札・公募資料が掲載されているホームページのURLを一覧表に取りまとめ。

※国土交通省ホームページに掲載(<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001965418.xlsx>)

(例) 【コンセッション方式】

No.	方式	事業名	水道	下水道	その他	都道府県	市町村	事業開始	事業終了	事業期間	受託事業者	掲載箇所 (募集要項、契約書、要求水準書が記載されているページのURL)	
												募集要項	契約書
1	コンセッション方式	浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業	○			静岡県	浜松市	2018年4月	2038年3月	20年間	浜松ウォーターシンフォニー(株) 出資企業:ヴェオリア・ジャパン合同会社、ヴェオリア・ジェネッツ(株)、月島JFEアクアソリューション(株)、オリックス(株)、須山建設(株)、東急建設(株)	募集要項	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/document/s/72205/bosyuuyoukou20161130.pdf
												契約書	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/document/s/72205/jisshikeiyakushoteikeitsuban.pdf
												要求水準書	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/document/s/72205/youkvyuusuijunnso.an20160805.pdf
												その他	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/g-sisetu/gesui/seien/koubo.html
2	コンセッション方式	須崎市公共下水道等運営事業	○			高知県	須崎市	2020年4月	2039年9月	19.5年間	㈱クリンパートナーズ須崎 出資企業:㈱NJS、㈱四国ポンプセンター、カナデビア中四国サービス(株)、㈱民間資金等活用事業推進機構、㈱四国銀行	募集要項	https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&id=3767&fid=15536
												契約書	https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&id=3767&fid=15549
												要求水準書	https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&id=3767&fid=15539
												その他	https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=3767

(例) 【管理・更新一体マネジメント方式】

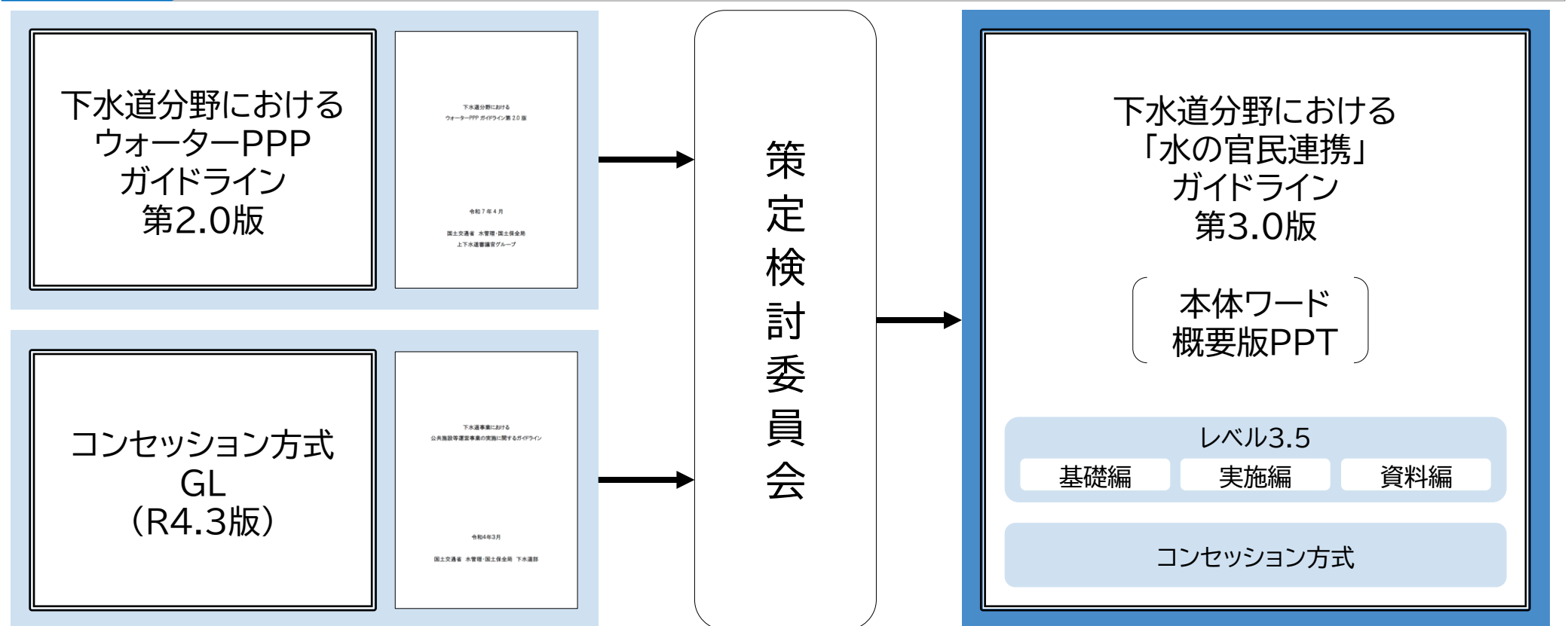
No.	方式	事業名	水道	下水道	その他	都道府県	市町村	事業開始	事業終了	事業期間	受託事業者	掲載箇所 (募集要項、契約書、要求水準書が記載されているページのURL)	
												募集要項	契約書
1	管理・更新一体マネジメント方式	利府町上下水道事業包括的民間委託	○	○		宮城県	利府町	2025年4月	2036年3月	10年間	㈱Rifレックス 出資企業:㈱日水コン、㈱データベース、㈱宅配、㈱NSCテック	募集要項	https://www.town.rifu.miyagi.jp/material/files/group/53/2_bosyuuyoukou.pdf
												契約書	https://www.town.rifu.miyagi.jp/material/files/group/53/kihonkeiyakusyo.pdf
												要求水準書	https://www.town.rifu.miyagi.jp/material/files/group/53/3_youkvyuusuijuzun.pdf
												その他	https://www.town.rifu.miyagi.jp/gyosei/soshikiasagasu/jougusidou/keiei/6239.html

ガイドライン策定にあたって

- これから導入検討を開始する地方公共団体の実務担当者に分かりやすく、必要不可欠な情報等が盛り込まれていることを最優先に考えて策定
- 実現の難易度が高い一方で期待される効果・メリットがより大きい工夫をしようとする場合に、参考になる情報等を実施編で記載
- 地方公共団体が、本ガイドラインの内容を参考にしつつ、関係者間で議論し、地域の実情に即してカスタマイズすることを期待
- 今後、導入検討が進み、先行事例が増えていく中で、追加で盛り込むべき内容があれば、柔軟に見直し

「水の官民連携」のコンセプト

- 「水の官民連携」は職員不足、施設老朽化、料金・使用料収入減少等、上下水道事業・経営の課題解決、持続性向上の一つの有効な手段
- 社会全体で人手不足が進む中、従来、細分化され短期で委託されていた業務を、まとめて長期で委託する「水の官民連携」により、官民双方の事務負担軽減、より効果的・効率的な事業運営、新たな付加価値の創出が実現することで、人々の生活に欠かせない上下水道サービスが将来にわたり、安定的に提供されることを目指す
- 担い手となる民間事業者等にとっても持続的に参画することができる環境の構築が必要であり、適切な利益やリスク分担のもと、官民が対等なパートナーとして良好な関係を築き、連携して事業を実施していくことが重要



策定検討委員は、有識者、地方公共団体職員等で構成され、オブザーバーとして民間事業者(業界団体)等が参加²⁰

第3.0版への改訂にあたって

- 第2.0版を中心に、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」のとりまとめ、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の提言、「上下水道地震対策検討委員会」のとりまとめ、導入検討ないし導入の先行事例の蓄積等、最新情勢を踏まえて改訂
- 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」(R4.3版、コンセッション方式GL)も、必要に応じた改訂を実施
- これらをまとめて「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」として策定
- 「水の官民連携」(ウォーターPPP)の推進には、地域の実情に精通している地元企業の参加を含め、地域関係者の理解を得て導入を進めていく必要があるが、その際に、地方公共団体等から「地方議会等の理解を得るためには横文字は馴染みにくい」という意見を頂いている。その意味が伝わりやすくなるよう『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン』へ変更

下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版

- はじめに (名称変更等)
- 1. レベル3.5
 - 【基礎編】
 - 【実施編】(改訂の詳細は次頁)
 - 第1章 レベル3.5の4要件
 - 第2章 導入検討の進め方(他の地方公共団体や他の分野等との連携)
 - ✓ 上下水道政策の基本的なあり方検討会のとりまとめ、先行事例を基に広域・他分野連携の記載を追加
 - 第3章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング(MS)等の活用
 - 第4章 入札・公募等
 - 第5章 事業実施中
 - 第6章 事業終了時
 - 第7章 導入検討上の留意点・ポイント
 - ✓ 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会の提言等を基にリスク分担の記載を追加
 - 第8章 都道府県に期待する役割
 - ✓ その他、先行事例を踏まえたアップデートを実施
- 2. コンセッション方式
 - 本文:「水の官民連携」及びレベル3.5との関係性等を追加
- 3. 資料編
 - ※活用に際し、地域の実情等をふまえた最適化が必要
 - 先行事例 ■パンフレット ■上下水道一体の「水の官民連携」(レベル3.5)契約書(例)及び要求水準書(例)
 - 先行事例における入札・公募書類(例) ■レベル3.5の先行事例における入札公募・書類例を追加

別添資料

○ 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版の主な改訂内容は下記の通り

目次	主な改訂内容
第1章 レベル3.5の4要件 1.1 要件①長期契約(原則10年) 1.2 要件②性能発注 1.3 要件③維持管理と更新の一体マネジメント 1.4 要件④プロフィットシェア	<ul style="list-style-type: none"> • 管路について仕様発注から開始する場合についての記載の補足 • 先行事例に関連した記載の追加 • その他記載の補足・追加
第2章 導入検討の進め方(他の地方公共団体や分野等との連携) 2.1 連携の効果・メリット 2.2 連携の留意点・ポイント 2.3 段階的な広域型・分野横断型のレベル3.5効果・メリット(新規) 2.4 段階的な広域型・分野横断型のレベル3.5留意点・ポイント(新規) 2.5 導入検討の流れ(新規)	<ul style="list-style-type: none"> • 広域型・分野横断型により期待される共同モニタリング・業務標準化等の具体的な効果・メリットについて記載を追加 • 広域型・分野横断型における、入札公募条件の調整やリスク分担等の具体的な留意点・ポイントについて記載を追加 • 段階的な広域型・分野横断型における、連携方法や見通しの公表等に関する具体的な留意点・ポイントについて記載を追加 • 随意契約を想定する場合に関する記載を補足 • 先行事例も踏まえた、事業の発案から導入に至る検討の流れについて記載を追加 • 先行事例に関連した記載を追加 • その他記載の補足・追加
第3章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング 3.1 導入可能性調査(FS) 3.2 マーケットサウンディング(MS)	<ul style="list-style-type: none"> • JV・SPC等の想定する受託者の体制による留意点の補足 • FS等の受託者が入札・公募に参加することの可否に関する記載を補足 • 先行事例に関連した記載を追加 • その他記載の補足・追加
第4章 入札・公募等 4.1 留意点・ポイント 4.2 レベル3.5の受託者 4.3 募集要項等の公表 4.4 競争的対話等 4.5 審査・選定	<ul style="list-style-type: none"> • JV・SPC等の想定する受託者の体制による留意点の補足 • FS等の受託者が入札・公募に参加することの可否に関する記載を補足 • 先行事例に関連した記載を追加 • その他記載の補足・追加

実施編

○ 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版の主な改訂内容は下記の通り

目次	主な改訂内容
第5章 事業実施中 5.1 モニタリング・履行確認 5.2 情報公開 5.3 契約解除 5.4 次期入札・公募等の準備	<ul style="list-style-type: none"> • 記載の補足・追加
第6章 事業終了時 6.1 事業終了時における検証 6.2 事業終了時における引継ぎ 6.3 レベル3.5からレベル4への移行(新規)	<ul style="list-style-type: none"> • レベル3.5を実施することによるレベル4への円滑な移行等の効果やレベル4に移行する場合の検討フロー例等の記載を追加 • 先行事例に関連した記載を追加 • その他記載の補足・追加
第7章 導入検討上の留意点・ポイント 7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参考の考え方 7.2 中長期の事業期間を見据えた技術継承の考え方 7.3 リスク分担 7.4 民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 地元企業参画の重要性について、記述を拡充 • レベル3.5で管理者が果たす役割や技術継承の方法における留意点・ポイント等の記載を追加 • 外部から可視化されていないという管路の特殊性及び、それを踏まえた大規模な管路を含む場合のリスク分担の考え方の例等の記載を追加 • その他記載の補足・追加
第8章 都道府県に期待する役割 8.1 都道府県に期待する役割	<ul style="list-style-type: none"> • 先行事例に関連した記載を追加 • その他記載の補足・追加

実施編

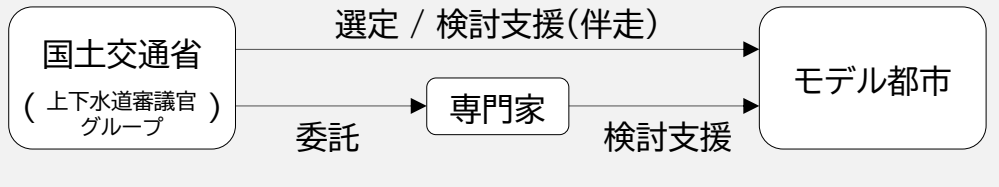
① 趣旨目的

上下水道分野の「水の官民連携」等について、他分野、他地方公共団体との連携等、多様なPPP/PFI（官民連携）の案件形成に向けて、先進的なPPP/PFI導入を検討するモデル都市（地域）の課題整理、スキーム検討、効果分析等を実施し、その成果を全国に横展開する。

※令和8年度より、従前実施していた「水道事業における官民連携等基盤強化支援」、「下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討（モデル都市支援）」を一本化。

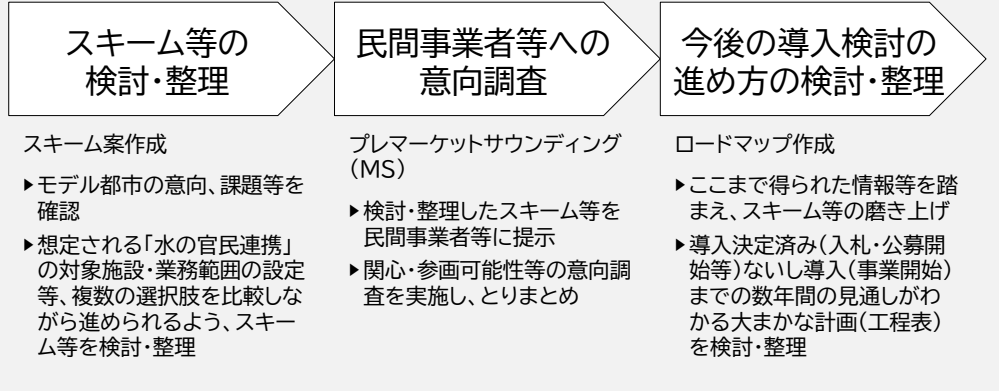
② モデル都市支援の概要

- 国土交通省が、先進的なPPP/PFI導入を検討する（しようとする）モデル都市を募集・選定
- 国土交通省が委託する専門家（コンサルタント等）が、モデル都市を支援



③ 支援のイメージ

【モデル都市支援で想定する「水の官民連携」導入検討準備の流れ】



④ (参考) 支援の実績

年度	支援対象地方公共団体	
	(水道)	(下水道)
H27	二セコ町、奈良市	—
H28	近江八幡市、竜王町	三浦市、小松市、宇部市
H29	小諸市	三浦市、小松市、津幡町、富士市、奈良市、赤磐市、宇部市、周南市、須崎市
H30	胎内市	村田町他12市町、会津坂下町、三浦市、津幡町、富士市、津市、堺市、周南市、大分市
R1	伊万里市	村田町他12市町、会津坂下町、宇都宮市、小田原市、富士市、津市、大阪狭山市、熊本市、山鹿市、大分市
R2	桑名市	葉山町、津市、吹田市、新居浜市、大分市、鹿児島市
R3	長野県上田長野地域（長野県、長野市、千曲市、上田市）	秋田県、酒田市、館林市、葉山町、廿日市市、須崎市
R4	山北町	葉山町、北杜市、枚方市、大分市
R5	上山市	上山市、北杜市、糸魚川市、熱海市、焼津市、三原市、大竹市、新居浜市、宇城市
R6	壬生町、五霞町、枚方市、萩市、曾於市	会津坂下町、嵐山町、立川市、敦賀市、佐久市、瑞浪市、豊川市、養父市、下関市、宇土市、平内町、鎌倉市、吉田町、御前崎市、富田林市、三田市、加古川市、和歌山市、長崎市、津久見市
R7	須賀川市、富士市、与謝野町、香川県広域水道企業団、上天草・宇城水道企業団、別府市	湯沢市、小山市、本庄市、射水市、軽井沢町、池田市、松江市

※水道は、「水道事業における官民連携等基盤強化支援」の実績（厚生労働省が水道行政を所管していたときのものを含む）を、下水道においては「下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討（モデル都市支援）」の実績となる。

③ 財政的支援

ウォーターPPPの導入検討費用に対する補助(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業) 国土交通省

目的

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）のウォーターPPP推進について、事業規模30兆円及び事業件数10年ターゲットの達成に向けた取組を加速する。

※R4年度-R13年度の10年間で、下水道分野では100件のウォーターPPPを具体化
 ※ウォーターPPPは、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称

概要

ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査（FS）、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援する。

コンセッション方式	レベル3.5			
	他分野連携+他地方公共団体連携	他分野連携(特に上下水道一体)	他地方公共団体連携(広域・共同)	下水道もしくは水道分野のみ
上限 5千万円	上限 4千万円			上限 2千万円

導入可能性調査 (FS)	○	○	○	○	○
資産評価 (デューデリジェンス、DD)	○	○	○	○	○
実施方針・公募資料作成	○	○	○	○	×
事業者選定	○	○	○	○	×

先行事例(静岡県浜松市)

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業

下水道

コンセッション方式(レベル4)

地方公共団体	
管理者	静岡県浜松市
人口	総人口約78.2万人(R7.3)
「水の官民連携」の概要	
事業開始	平成30(2018)年4月
事業期間	20年
対象施設	処理場、ポンプ場
業務範囲	維持管理、改築等
民間事業者等	
運営権者	浜松ウォーターシンフォニー株式会社(SPC)
代表企業	ヴェオリア・ジャパン株式会社
構成企業	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、オリックス株式会社、須山建設株式会社、東急建設株式会社

効果・メリット等	
VFM	約14.4%(優先交渉権者提案時)
運営権対価	25億円(0円以上に対し優先交渉権者が提案)
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県流域下水道移管を機に導入検討開始(体制補完) 処理場とポンプ場の維持管理と改築を一体的に実施 市内受益者間の公平性の観点から、使用者が支払う料金は、西遠処理区も他の処理区も同水準 運営権者は改築の費用の一部を負担 紛争が発生した場合の調整のため西遠協議会を設置 附帯/任意事業による地域貢献(地域との連携や協働) 下水道分野で1件目のコンセッション方式

事業実施状況のモニタリング
 運営権者のセルフモニタリング、市(管理者)のモニタリングを実施中(第三者が管理者のモニタリングを補完)



事業規模 約600億円(税抜)
 ※事業期間20年の管理者と運営権者の総額

事業開始までのスケジュール(実績)

平成25 (2013) 年 4月～	導入可能性調査(FS)
平成26 (2014) 年 4月～	デューデリジェンス(DD)等
平成28 (2016) 年 2月	実施方針条例制定、実施方針策定
	募集要項等公表
平成29 (2017) 年 3月	優先交渉権者選定
	10月
平成30 (2018) 年 4月	公共施設等運営権設定、実施契約締結 事業開始

(出典)静岡県浜松市資料等に基づき国土交通省作成

先行事例(高知県須崎市)

須崎市公共下水道施設等運営事業

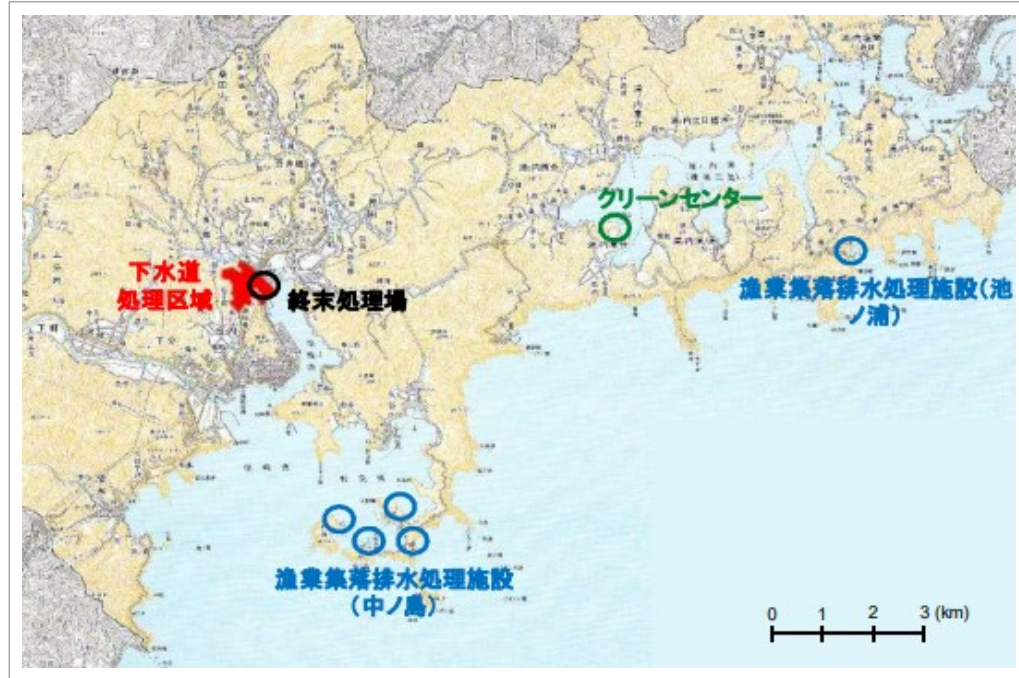
下水道

コンセッション方式(レベル4)

地方公共団体	
管理者	高知県須崎市
人口	総人口約1.9万人(R6.3)
「水の官民連携」の概要	
事業開始	令和2(2020)年4月
事業期間	19.5年
対象施設	処理場、管路(汚水) ※【包括委託】漁集排等 【委託(仕様発注)】ポンプ場(雨水)、管路(雨水)
業務範囲	維持管理等
民間事業者等	
運営権者	株式会社クリンパートナーズ須崎(SPC)
代表企業	株式会社NJS
構成企業	(株)四国ポンプセンター、日立造船中国工事(株)、(株)民間資金等活用事業推進機構、(株)四国銀行

効果・メリット等	
VFM	約7.6%(優先交渉権者選定時)
運営権対価	0円
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 運営権者の収入は利用料金(下水道使用料内数)とサービス対価で構成される(混合型) 公共下水道(汚水)と市所管インフラ維持管理を連携(同一受託者(運営権者)が実施)※改築は含まない 処理場は事業期間中にコンセッション方式に移行 下水道分野で2件目のコンセッション方式

事業実施状況のモニタリング
 運営権者のセルフモニタリング、市(管理者)のモニタリングを実施中
 令和6年度に中間評価委員会(第三者)によるモニタリングを実施



事業開始までのスケジュール(実績)

平成28 (2016) 年 6月	PFI法第6条に基づく民間提案
	10月～
平成29 (2017) 年 5月～	導入可能性調査(FS)
	12月
平成30 (2018) 年 2月	デューデリジェンス(DD)等
	8月
平成31 (2019) 年 1月	実施方針条例制定
令和元 (2019) 年12月	実施方針公表
令和2 (2020) 年 4月	募集要項等公表 優先交渉権者選定 公共施設等運営権設定、実施契約締結 事業開始

(出典)高知県須崎市資料等に基づき国土交通省作成

先行事例(宮城県)

宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)

水道 下水道 工業用水道 コンセッション方式(レベル4)

地方公共団体	
管理者	宮城県
人口	総人口約228.0万人(R4.3)
「水の官民連携」の概要	
事業開始	令和4(2022)年4月
事業期間	20年
対象施設	水道用水供給(2事業)、工業用水道(3事業)、流域下水道(4事業)の維持管理、改築等 ※管路等の維持管理・改築、土木構造物等の改築を除く
業務範囲	
民間事業者等	
運営権者	株式会社みずむすびマネジメントみやぎ(SPC)
代表企業	メタウォーター株式会社
構成企業	ヴェオリア・ジェネツ、オリックス、日立製作所、日水コン、橋本店、復建技術コンサルタント、産電工業、東急建設、メタウォーターサービス
効果・メリット等	
VFM	約10.2%(優先交渉権者提案時) ※9事業合計
運営権対価	10億円 ※9事業合計
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 現行体制継続時と提案の比較で総額約337億円の削減を予定(水道料金等の上昇抑制に寄与) コンセッション方式により、設計から運営まで一貫して技術力・ノウハウ・創意工夫を発揮 新OM会社を県内に設立、ICT機器の導入等による組織体制の最適化等 下水道分野で3件目のコンセッション方式
事業実施状況のモニタリング	
経営審査委員会(第三者)は、令和5年度の運営状況、運営権者のセルフモニタリング、県(管理者)のモニタリングは適正と認められると答申	

みやぎ型管理運営方式の対象
赤い太線で囲んだ範囲(県の水道用水供給エリア)内★印のついた事業が対象です。

みやぎ型管理運営方式 対象9事業

- 水道用水供給事業 (2事業)**
 - 大崎広域水道事業
 - 仙南・仙塩広域水道事業
- 工業用水道事業 (3事業)**
 - 仙台北部工業用水道事業
 - 仙塩工業用水道事業
 - 仙台圏工業用水道事業
- 流域下水道事業 (4事業)**
 - 仙塩流域下水道事業
 - 阿武隈川下流流域下水道事業
 - 鳴瀬川流域下水道事業
 - 吉田川流域下水道事業

※対象外の流域下水道事業 (3事業)
 ・北上川下流流域下水道事業
 ・迫川流域下水道事業
 ・北上川下流東部流域下水道事業

契約金額
約1,600億円(税抜)

【水道用水供給事業】 南部山浄水場、麓山浄水場、中峰浄水場等
 【工業用水道事業】 大楯浄水場、麓山浄水場等
 【流域下水道事業】 仙塩浄化センター、県南浄化センター、大和浄化センター、鹿島台浄化センター等

事業開始までのスケジュール(実績)

平成29(2017)年 ~	導入可能性調査(FS)、デューデリジェンス(DD)等
令和元(2019)年12月	実施方針条例制定、実施方針策定
令和2(2020)年3月	募集要項等公表
令和3(2021)年3月	優先交渉権者選定
12月	公共施設等運営権設定、実施契約締結
令和4(2022)年4月	事業開始

(出典)宮城県資料等に基づき国土交通省作成 28

先行事例(神奈川県三浦市)

三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業

下水道 コンセッション方式(レベル4)

地方公共団体	
管理者	神奈川県三浦市
人口	総人口約3.9万人(R7.3) 東部処理区 約1.5万人(R4.3)
「水の官民連携」の概要	
事業開始	令和5(2023)年4月
事業期間	20年
対象施設	処理場、ポンプ場、管路施設等
業務範囲	維持管理、改築等
民間事業者等	
運営権者	三浦下水道コンセッション株式会社
代表企業	前田建設工業株式会社
構成企業	東芝インフラシステムズ株式会社、株式会社クボタ、日本水工設計株式会社、株式会社ウォーターエージェンシー
効果・メリット等	
VFM	約4.1%(優先交渉権者提案時)
運営権対価	1,000万円
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 「施設の老朽化に伴う点検・更新に係る費用の増大」、「人口減少による下水道使用料収入の減少」等の課題に対し、「民間事業者の経営の手法などを効果的に取り込むことで、市の財政負担の軽減や事業継続に向けた体制の維持・強化」等を見込む 下水道分野で4件目のコンセッション方式であり、初めて管路施設の改築等までのすべてを含む
事業実施状況のモニタリング	
運営権者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中	

事業規模 約147億円(税抜)
※事業期間20年の管理者と運営権者の総額

- 金田中継センター 6.0m³/台/min×2台
- 東部浄化センター 処理水量：7,400m³/日(標準活性汚泥法)
- 管路施設
 - ・マンホールポンプ等 0.08~1.9m³/台/min×14箇所
 - ・污水管渠 延長約58km うち、幹線管渠約8km

事業開始までのスケジュール(実績)

平成27(2015)年 ~	導入可能性調査(FS)
平成29(2017)年 ~	デューデリジェンス(DD)等
令和2(2020)年10月	実施方針(案)公表
令和3(2021)年3月	実施方針条例制定
4月	実施方針公表
7月	募集要項等公表
令和4(2022)年7月	優先交渉権者選定
9月	公共施設等運営権設定
12月	実施契約締結
令和5(2023)年4月	事業開始

(出典)神奈川県三浦市資料等に基づき国土交通省作成 29

先行事例(茨城県守谷市)

守谷市上下水道施設管理等包括業務委託

水道 下水道 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

地方公共団体	
管理者	茨城県守谷市
人口	総人口約7.0万人(R6.3)
「水の官民連携」の概要	
事業開始	令和5(2023)年4月
事業期間	10年
対象施設	配水場、処理場、ポンプ場、農集排
業務範囲	維持管理、更新計画案作成、CM(設計、施工監理)等
民間事業者等	
代表企業	株式会社ウォーターエージェンシー
構成企業	株式会社オリエンタルコンサルタンツ、株式会社中央設計技術研究所
効果・メリット等	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・運転維持管理情報に基づく効果的な修繕計画、ストックマネジメント、アセットマネジメント計画立案 ・運転維持管理企業とコンサル企業連携による実効性ある事業運営
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化等に対応する実施体制の確保、ストック情報基盤の整備、安定した事業費の確保 ・ICT/IoT技術の導入等(設備投資)による作業の省力化・効率化 ・長期契約、管理と更新一体マネジメントによる施設管理の最適化 ・コンサルとOM企業の連携によるDX基盤で、課題解決の迅速化
事業実施状況のモニタリング	
管理者によるモニタリングを実施中	



事業規模(契約金額) 約73億円(税込)
 【水道】 守谷配水場、関連水道施設
 【下水道】 守谷浄化センター、関連ポンプ場
 【農集排】 西板戸井地区農集排処理施設、関連ポンプ場

事業開始までのスケジュール(実績)	
令和3(2021)年 ~	公募型プロポーザルの実施要領(案)、業務委託契約書(案)、要求水準書(案)を作成
令和4(2022)年 9月	公募型プロポーザル公告
11月	優先交渉権者決定
12月	契約締結
令和5(2023)年 4月	事業開始

(出典)茨城県守谷市資料等に基づき国土交通省作成 30

先行事例(宮城県利府町)

利府町上下水道事業包括的民間委託

水道 下水道 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

地方公共団体	
管理者	宮城県利府町
人口	総人口約3.6万人(R7.4)
「水の官民連携」の概要	
事業開始	令和7(2025)年4月
事業期間	10年
対象施設	水道:浄水場、管路、ポンプ場、配水池等 下水道:ポンプ場、管路等
業務範囲	維持管理、更新計画案作成、CM(設計、施工監理)等
民間事業者等	
受託企業	株式会社Rifレックス(SPC)
代表企業	株式会社日水コン
構成企業	株式会社データベース、株式会社宅配、株式会社NSCテック
効果・メリット等	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の上下水道施設すべてが対象 ・維持管理全般の日常業務から蓄積したデータを元に、更新・維持管理の計画、設計までをワンストップで実施 ・フェーズ設定により目標を明確に受託者へ共有することでより効率的・効果的な官民連携を実現
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・官民のシームレスな関係構築による技術・知識の融合や、官民対話による職員のモチベーション向上等の効果 ・SPCが主体となって検討が進み業務の円滑な遂行への取組が進行 ・窓口対応や契約事務等の事務負担軽減により、職員がコア業務に専念
事業実施状況のモニタリング	
受託者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中	

■委託対象施設の位置図
 契約金額 約31億円(税抜) ※事業期間10年間の総額

事業	水道事業	公共下水道事業(流域関連)
供用開始	1979年(昭和54年) ※簡易水道事業から統合	1979年(昭和54年)
施設数	浄水施設 1箇所 配水施設 5箇所 送水施設 2箇所 深井戸 4箇所	中継ポンプ場 1箇所 マンホールポンプ場 35箇所
管路延長	256km	237km(雨水含む)
人口普及率	100%	96%

事業開始までのスケジュール(実績)	
令和6(2024)年 8月	募集要項等資料の公表
10月	企画提案書の提出
11月	優先交渉権者決定
12月	契約締結
令和7(2025)年 4月	事業開始

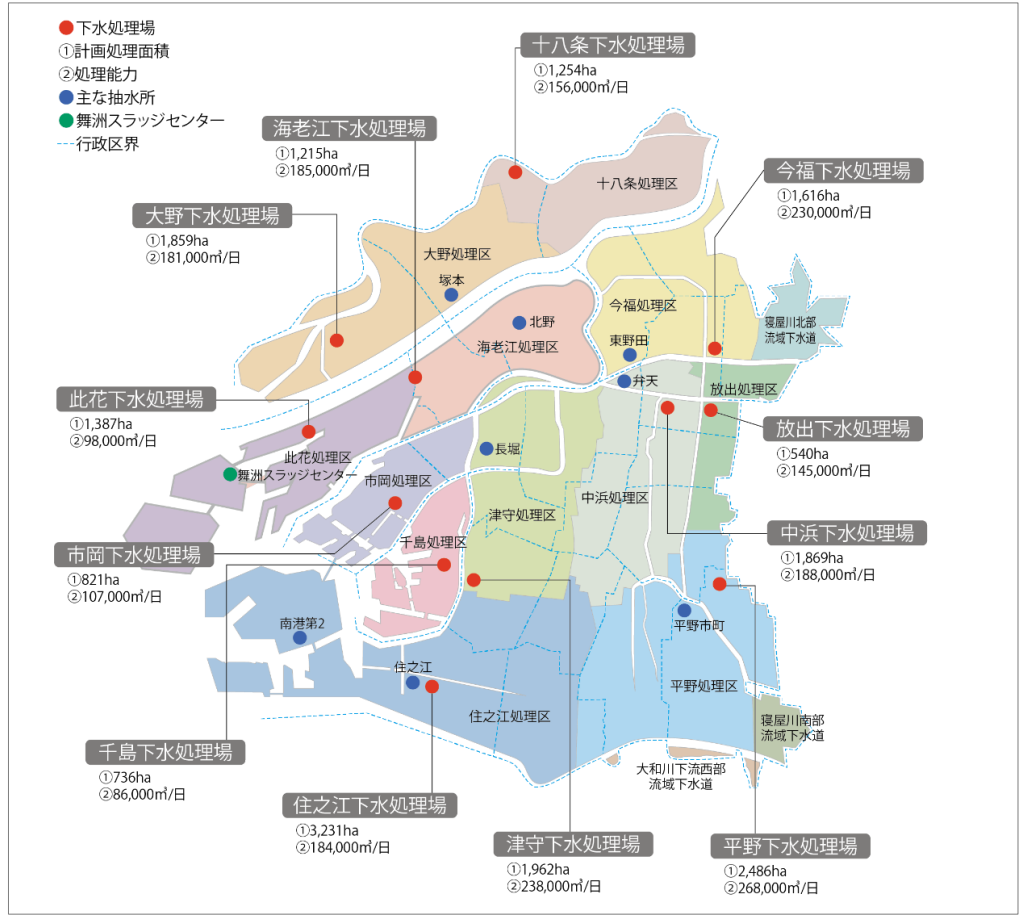
(出典)宮城県利府町資料等に基づき国土交通省作成 31

先行事例(大阪府大阪市)

大阪市下水道施設包括的管理業務委託

下水道 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

地方公共団体	
管理者	大阪府大阪市
人口	総人口約282万人(R7.9)
「水の官民連携」の概要	
事業開始	令和7(2025)年9月 ※契約変更
事業期間	17年 ※原則10年の例外に該当
対象施設	処理場、ポンプ場、管路
業務範囲	維持管理、更新計画案作成
民間事業者等	
受託者	クリアウォーターOSAKA株式会社(100%官出資会社)
代表企業	同上
構成企業	-
効果・メリット等	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 契約変更(委託業務範囲の拡大)により事業期間20年の包括的民間委託(レベル3)から管理・更新一体マネジメント方式へと移行 最終的にコンセッション方式導入を目指す 受託者は100%官(市)出資会社
効果	<ul style="list-style-type: none"> 20年間の長期契約で約320億円の費用縮減(見込み) 受託者の中長期的観点での人材育成による技術力向上 受託者と民間事業者の連携による技術開発や新技術導入の促進で、高い技術力を確保や更なる業務効率化 契約変更で「更新計画案作成業務」を追加し、維持管理と更新(改築)を一体的にマネジメントすることで、より一層の業務効率化を期待



事業開始までのスケジュール(実績)	
令和4(2022)年4月	事業開始(20年間)
令和7(2025)年9月	契約変更(レベル3.5へ移行)

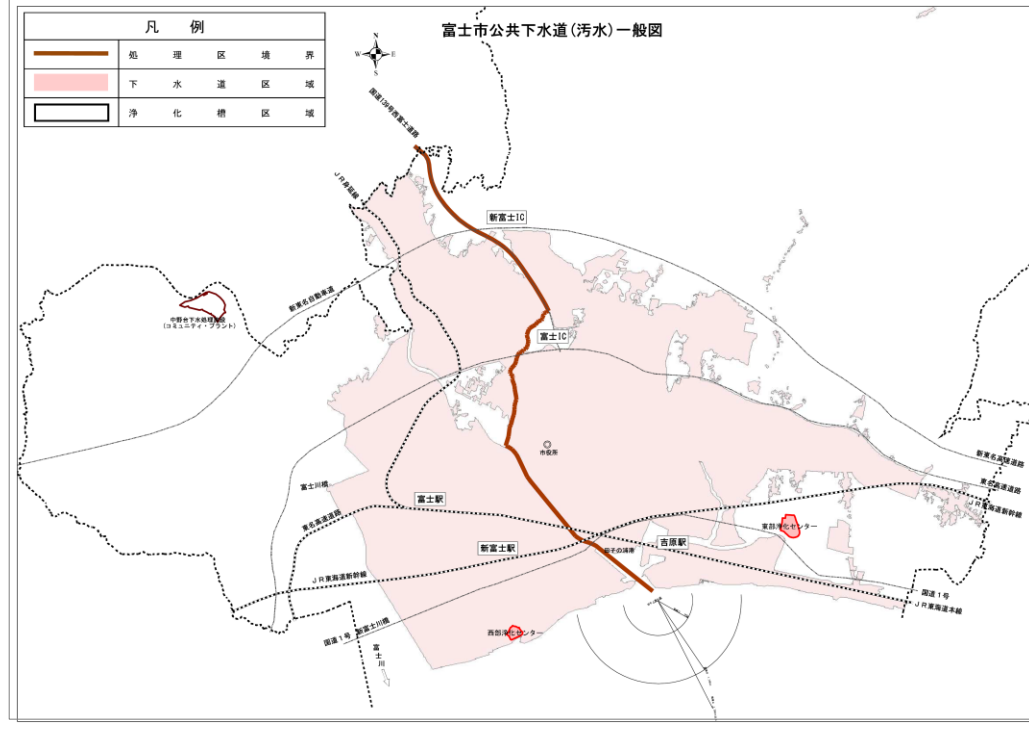
(出典)大阪府大阪市資料等に基づき国土交通省作成

先行事例(静岡県富士市)

富士市終末処理場管理運転等業務委託事業

下水道 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

地方公共団体	
管理者	静岡県富士市
人口	総人口約24.6万人(R7.1)
「水の官民連携」の概要	
事業開始	令和8(2026)年1月
事業期間	10年
対象施設	処理場、管路等
業務範囲	維持管理、更新計画案作成、改築更新
民間事業者等	
代表企業	株式会社ウォーターエージェンシー
構成企業	パシフィックコンサルタンツ株式会社、株式会社神鋼環境ソリューション、前田建設工業株式会社、パシコン技術管理株式会社
効果・メリット等	
VFM	約6.8%(契約時)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 処理場は「更新支援型」 管路は、後半の改築事業量をより適正化するため、前半5年は「更新実施型」、後半5年は「更新支援型」 点検調査計画の「基本方針」及び「実施計画」の見直しを含め、施設全体のライフサイクルコスト(LCC)の縮減を目指す 事業開始後、継続的に改善提案を促すために、「技術提案支援業務」を新設 入札・公募で、地元企業を指定し、事業参画させている
効果	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化対策の推進 官民連携による災害対策の強化 維持管理と更新の一体化によるLCCの最小化 地元企業の活用による地域経済の活性化 施設の省エネルギー化等による脱炭素化の推進



事業開始までのスケジュール(実績)		
令和6(2024)年	2月~	導入可能性調査(FS)
令和7(2025)年	4月	募集要項等公表
	9月	優先交渉権者選定
	10月	実施契約締結
令和8(2026)年	1月	事業開始

(出典)静岡県富士市資料等に基づき国土交通省作成